

令和3年10月27日

香芝・王寺環境施設組合議会

第3回(定例会)

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和3年第3回香芝・王寺環境施設組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和3年10月27日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議会委員会室
- 3 出席議員 8名
 - 1番 松岡成行
 - 2番 鎌倉文枝
 - 3番 幡野美智子
 - 4番 中川義弘
 - 5番 川田裕
 - 6番 河杉博之
 - 7番 下村佳史
 - 8番 中谷一輝
- 4 欠席議員 なし
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福岡憲宏
副管理者 平井康之
監査委員 高津孝至
会計管理者 平山勝啓
事務局長 井上隆
- 6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚

事務局主幹 吉 田 卓 朗

事務局主事 長 田 佳 文

7 会議の事件は、次のとおりである。

1 一般質問

2 認第1号 令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会
計歳入歳出の認定について

3 発議第2号 香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の
一部を改正することについて

4 発議第3号 香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る
条例を制定することについて

5 請願第1号 広域行政として適正な負担割合を求める
請願書

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

3番 幡 野 美智子

7番 下 村 佳 史

9 開会 午前10時00分

(議長 鎌倉文枝) おはようございます。

告示第6号をもって、第3回定例会を招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、出席賜り、誠にありがとうございます。

本日案件となっております議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして本会議がスムーズに運営できますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

開会前に、事務局からの発言を求められていますので、許可します。

(事務局長 井上隆) 貴重なお時間を取っていただきありがとうございます。去る10月19日に、元組合議員が収賄の疑いで逮捕されたとの報道がございました。その件について組合よりご報告させていただきます。

報道では、元議員から組合に対して工事の発注方法を変更するように働きかけがあったとされています。しかし、組合では議会等で発言があったこの指摘につきまして経費削減を図るためのものであると判断し、発注方法の変更を行った結果、実際に費用の削減につながった経緯がございます。

組合といたしましては、全ての事務について適正に執り行っており、そのような働きかけにより業者に便宜を図った等の事実は一切ございません。

今後も引き続いてごみ処理業務の適正化に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長 鎌倉文枝) ご苦労さまでした。

(議員 川田裕) 議長、議事進行。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) この会議におきまして、先ほど事務局さんから聞きましたんですけれども、録画の中継のためのこの録画は禁止されたという通達があったと聞いているんですけれども、それは会議規則第何条に基づくものなのか、それをお答えいただけますか。

(議長 鎌倉文枝) 事前に打診がありましたので、議長において決定したらいいというふうに考えまして、録画についてはお断りしたいというふうにお答えしました。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) 川田議員。

(議員 川田裕) それは議長権限ではありませんので、それは議会に諮っていただきましてそれを決定いただくというのが本来です。会議規則に想定されていないこともありますので、その場合は議会合議制に基づいてお諮りいただくというのが本来の形だと思いますので、本日の会議につきましてこの録画中継が可能かどうかということのお諮りをいただきたい、このように考えます。

(議長 鎌倉文枝) ただいま川田議員のほうから録画の中継を私は議長としてはしないというふうに決定させていただいておりましたが、今皆さんに聞いてくださいということなので、それでいいですか。

(議員 川田裕) 採決を取っていただけますか。

(議員 中川義弘) それは議長権限なので。

(議長 鎌倉文枝) 採決ですか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) 採決という意見が出ていますが。

(議員 下村佳史) 異議なし。

(議員 松岡成行) 採決せんでいいやん、議長権限で。

(議員 川田裕) いや、会議規則に書いていないので。

(議員 松岡成行) 書いていないから。

(議員 川田裕) 職権濫用じゃないですか。職権濫用って刑法で
しょう。

(議員 松岡成行) そんなんは抵触しないよ。

(議員 川田裕) だって、そういう市民に知らせる開かれた議会
ということでそういうシステムで全国どこでもやっているわ
けですから、それをさせないというのは我々理解ができません
ので、だから議会制民主主義において合議制の趣旨ですか
らお諮りいただくというのが、そこでしないという方が多い
のであればそれはそれに従います。

(議長 鎌倉文枝) という川田議員のほうからご意見が出ており
ます。

(議員 中川義弘) それはもう今言っているように……。

(議長 鎌倉文枝) 挙手をお願いします。

(議員 川田裕) いや、もう諮っていただけますか。これやって

いたって一緒でしょう。

(議員 中川義弘) それはもう諮らんでもいい話やから。それは。

(議員 川田裕) そんな権限ないじゃないですか、何で諮らんでいいってそんな権限あるんですか。

(議員 中川義弘) 権限はあります、議長に。

(議員 川田裕) 議長、動議。

(議長 鎌倉文枝) 川田議員。

(議員 川田裕) ただいま動議を提出させていただきます。

会議規則に基づきまして、いわゆるこの議会における
の録画です、これをやることを求める動議を提出いたします。

賛成者の方、1名賛成をお願いします。

(議員 中谷一輝) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) 今の動議に賛成いたします。

(議長 鎌倉文枝) 動議は成立いたしました。

そうしましたら、川田議員の動議は成立しましたので、ここで採決をします。

録画中継を許可するかどうするか、これに賛成の方。

(議員 河杉博之) 許可するかどうするか賛成の方という意味が分からない。

(議長 鎌倉文枝) 許可をするということに賛成の方。

(賛成者起立)

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。起立多数でございますので、ここで録画中継は許可いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開いたします。

それでは最初に、管理者招集の挨拶をお願いします。

(管理者 福岡憲宏) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日、香芝・王寺環境施設組合議会第3回定例会を招集させていただいたところ、議員各位には何かとお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、本日の定例会に上程いたしております案件につきましては、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定及び議員発議の2件でございます。

決算に当たりましては、高津監査委員さんにご出席いただいております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

慎重審議賜りまして原案で可決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(議長 鎌倉文枝) ご苦労さまでした。

それでは、議事を進行させていただきます。

ただいまの出席議員は8名でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しています。よって、令和3年第3回定例会は成立しましたので開会いたします。

まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議がないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第68号の規定により、議長において3番幡野美智子議員、7番下村佳史議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議ないようでございますので、本定例会の会期は本日1日といたします。

日程第3、一般質問に入ります。

議事の効率を進めるため、一問一答方式であることを踏まえ、質問、答弁共にできるだけ簡潔明瞭に整理して発言されるようお願いいたします。

なお、議員の質問について、理事者側が質問趣旨を理解できない場合は理事者側から論点を分かりやすくするために質問する場合がありますので、よろしくお願いいたします。

発言時間は、会議規則第46条の規定により、議長において1時間といたします。

それでは、5番川田議員の質問をお受けします。

(議員 川田裕) 議長、議事進行。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 1時間というのは質問時間が1時間という解釈でよろしいですか。

(議長 鎌倉文枝) いえ、双方で1時間。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) 会議規則第46条第2項に基づきまして、議長の定めた時間の制限につき、出席議員2名以上から異議があるときは議長は討論もしないで会議に諮って決めると規定されております。それによって、答弁時間が質問時間に入りますとこちらの質疑時間の計算ができませんので、答弁時間を香芝市議会であれば40分と区切っております、それでお願いをさせていただきたいということで会議に諮っていただきたいとお願いを申し上げます。

(議長 鎌倉文枝) ただいま川田議員から質問時間について提案がございました。

私は、双方で1時間というふうにしたんですが、今発言時間、発言者は40分というふうに提案がございましたが、いかがでしょうか。

(議員 中谷一輝) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 中谷一輝) 私も答弁のほうが長くなった場合、質疑時間のほうはかなり短縮されると思いますので、質疑のほうで40分が適切かと思います。

(議長 鎌倉文枝) 今、そういう40分という提案がございました。採決をします。発言40分を採用するという事によろ

しいでしょうか。起立をお願いします。

(賛成者起立)

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。それでは、この質問については発言者の川田議員の発言を40分、それに対するお答えということにさせていただきます。

では、よろしくお願いいたします。

はい、川田議員。

(議員 川田裕) 一般質問を通告させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、通告書に従いまして副管理者のほうにお聞きをいたします。

まず1番、香芝・王寺環境施設組合の新焼却場建設に係る関連経費の負担割合についてお聞きいたします。

まず1番、廃掃法第6条の2第1項の規定からお聞きしますが、この条項は一般廃棄物処理計画に従って王寺町の区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障がないうちに収集し、これを運搬すると規定されています。これは、市町村における義務及び権限を規定された法律の条項で解釈はよろしいですね。

(副管理者 平井康之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) お説のとおりだというふうに思います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) 川田議員。

(議員 川田裕) 当然これは法律に書いてあることなんですが、

では再度副管理者にお聞きしますが、王寺町においての一般廃棄物の収集及び運搬は廃掃法6条の2第1項の規定に従い、王寺町の一般廃棄物処理計画に基づいて義務により行われている事務である解釈でよろしいですか。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) お説のとおりだというふうに認識しています。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) では、もう一度副管理者にお伺いいたします。

廃掃法第6条1項の規定では、一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における、すなわち香芝市と王寺町の一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに処分する義務は香芝・王寺環境施設組合にあり、その他収集及び運搬は香芝市内においては香芝市、王寺町においては王寺町に義務が課せられているという解釈でよろしいでしょうか。

(副管理者 平井康之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) はい、お説の通りだと思います。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) では、もう一度副管理者にお聞きしますが、現在香芝・王寺環境施設組合が設置者として運営する焼却場で過去35年前から香芝市内において美濃園の周辺地域住民から王寺町のごみ収集車の運搬について通行することによって多大な反対がございまして、新焼却場建設の地域住民との協議に至っては建設の合意条件といたしまして王寺町の収集車の運搬について周辺地域を走行しない、別のルートでの焼却場への進入路を建設することが約束されました。

では、王寺町に法律で義務づけられた一般廃棄物の運搬に係る事務について、副管理者、すなわち王寺町長はどのように香芝市における焼却場周辺の地域住民と協議をなされたのか、それをお答えください。

(副管理者 平井康之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 住民の皆さんと具体の協議をさせていただいた、そういった経緯はございません。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) お聞きしたいんですけれども、これ法律上では運搬はこれ王寺町の事務区分です。今それはもう法律のとおりだと思うんですが、ということはそれに対して配慮をするとか措置をするとかというのは廃掃法でもこれは明記されているわけですが、それから考えますと王寺町はどうして香芝の住民の皆さんがお怒りになっていたと、前回もそんな声は聞いたことがないとか、僕自治会長さんのところにも行って聞いてきましたけれどもお怒りになっておられましたけれども、その発言には、ただそれは本来王寺町がやらなければいけない事務じゃないんですか、なぜ香芝市がそれを行うわけですか、その法的根拠を教えてください。

(副管理者 平井康之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 趣旨、理解が届かなかつたら申し訳ないですけれども、運搬するのは当然王寺町区域のものについては収集運搬は王寺町長の義務だというふうに思っています。特に運搬につきまして、実態として35年ですか、57年以降、王寺町からの進入路をとという地元の強い要望があったと、これは承知いたしております。当然、過去から当時の町長も含めて対応策をいろいろ検討、組合も含めて検討してきたということも承知をいたしております。

この前の特別委員会でもそういった議論はありました、決

して王寺町側として事実上ずっと、当初は白鳳台じゃなくて、まだ白鳳台はなかったかもしれませんが尼寺の町内だったかと思うんですけれども、その後、白鳳台ができて市の都計道路ですか、そちらのほうを通行させていただいている、ただし地元の皆さんからすれば王寺町のほうは王寺町の進入路でという要望があったと、これも過去の経緯で承知しています。

これも前回話が出たかもしれませんが、平成6年当時、王寺町からの都計道路が美しヶ丘まで概成なりしていましたが、そこから先、距離的には短いんですけれどもそこから進入路、王寺町からの進入路ということで組合で検討されて予算計上も一部されたと、ただし地権者の皆さんの協力が得られなくてなかなかそれが進まなかったという経緯があったというふうに承知いたしています。そういう意味で、何らかの進入路の確保措置を講じていなかったのかとなると、皆さんで当時努力されたということは事実だろうというふうに思っています。

その後、一定収集車が定期的に走るわけですから地元の皆さんに何らの迷惑をかけていないと言うつもりは全くございませんし、当然ご迷惑をかけていたんだろうというふうに思うわけでありましてけれども、ここは認識とかが違う場合があるかもしれませんが、今例の進入路としては白鳳台の市道を

当然王寺だけじゃなくて香芝市のパッカーも、それから事業者の車も当然通られておる、これをどういうふうに評価するのかということだと思っんですけれども、王寺町からの進入をという地元の皆さんの要望からすればその王寺町の分が同じパッカーの通行であっても王寺という看板でもってなかなか我慢ならないというふうな意見があったように聞いているんですけれども、これが理屈があるのかどうか私はよく分かりません。

通常、いろんな迷惑行為といったことの中で、例えばですけれども損害賠償請求に騒音とかいろいろ公害とかそういったことで損害賠償請求ということになる場合が多々あると思います。その場合に、通常受忍限度を超えるということが一つのメルクマール、判例とかで出てくると思っんですけれども、それをどう見るかというのは個々の実情とか実態に応じて結局は裁判などで事実認定をされて、どういった部分が受忍の範囲を超えるかということでのそれぞれの損害賠償につながっていくんだらうと思っわけですが、いろいろと申し上げて申し訳ないですが、私自身8年目ですけれどもずっと日々王寺の収集車を通らせていただいて、具体的に地元の方にこういった支障がある、騒音、排ガス、いろいろ通行に当たって想定される被害はあろうかと思っんですけれども、これについての具体的な私宛ての要望、抗議といったものは事実

として私は承知しておりません、この事実だけ申し上げたい
と思います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) 聞いている趣旨と違うんですけれども、王寺町
長さんはそのように、副管理者さんはそのように受け取られ
ておられるのかどうかは自由ですが、我々が言っているの
は今新焼却場の建設に当たり、前管理者の方にもヒアリン
グ、いわゆるインタビューをしてきましたけれども、前回は
申し上げていましたように説明会、新焼却場を建設させてい
ただきたいという地元の皆さんとの協議においてはこの組合
で開催をされていたと、香芝市というのは当然香芝市で当然
に日頃から自治会のお付き合いももちろんある中で、その中
において香芝市が担当して委任を受けてその事務を行ってい
たと。

先ほどから申し上げていますように、いわゆるこれ特別公
共団体、広域の行政です、広域の組合です。この組合が焼却
場を建てるために問題が起因として発生しているわけであっ
て、当然組合の事務なんです。お願いに行くのは、協議した
りとかするのは、その合意事項をどこが担当するかというの
は、例えば香芝市が今回のように委任を受けてやっている、
本人が委任を受けてやっていたと、本人同士なので当然そこ

には間違いないでしょうということで行っていたと、そのことをお聞きしていて、新焼却場に関して今訴訟上の環境上の保全上の受忍の限度、裁判がどうのこうのとか損害賠償がどうのこうのとか、もしその認識で今走ってもいいんだとかいけないうんだとかおっしゃっているのであればそれは心外であるなど、香芝側からしたら。というのは、その協議の中で住民の皆さんは反対されているわけです、もう35年前から約束があったので突然湧いて出てきた話でもございません、これはもうよくご理解の上のところだと思いますが、だったらそれをもう我々は認めないという条件で新焼却場の建設、これを合意をいただいたということなんです。

だから、その裁判云々とか関係ないんです。もう合意事項です、契約事項の合意事項ですから。だからその上において今回焼却場も建てているわけであって、もしその中でじゃあ一般道路だから誰でも走っていいんだどうのこうの、環境が問題があるという受忍限度を超えているというのであればそれは認定するのは香芝市でありますので香芝市でそういう認定をしているわけですがけれどもそれは違うんだと、まさか住民が皆さん反対していて合意事項にも明記されていて、それでも王寺町さんはその理由に強引に道路を通られるということになりましたら、これは最後まで基本協定が残っていますから当然合意いただけない、稼働できないわけです、これ

は簡単なロジックなんですけれども。

だから、その点についてこの間から意味不明な意見をいっぱい聞いていまして知恵熱が出たぐらいなんですけど、一体どうなんですか、現実論として基本協定がなかったらこれ稼働できないわけです。それでも今の白鳳台の道を今の論理だったら、いや、一般道路だから走っていいんだと、じゃあ合意事項はどうなんだ、それを破棄していいのか、破棄するのか、破棄したら稼働できないじゃないですか、現実論としてそういった意思決定の在り方というのはないと思うんですけども、その点についてもう一度どのような認識をなされているのかお答えいただきたいと思います。

(議長 鎌倉文枝) 副管理者にですね。

(議員 川田裕) はい。

(副管理者 平井康之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 新施設についての合意といいますのは27年ですか、協定が結ばれているということは承知しています。ただ、その協定は名義は香芝市長さんと地元の4自治会だというふうに承知しています。

その合意書の射程範囲、効果をどういうふうに見るのかについて決してそれを私の立場でないもの、知らない、無視と言うつもりはないですけども、それをもって義務としてそ

れがないと実行されないと、施設が稼働しないかというそう
いった停止条件なのか解除条件か分かりませんが法律
でいう条件的なものかどうか、そこは私はそうじゃないんじ
ゃないかなというふうに思っています。

それと、ごみの進入について最近あちらこちらで同じよう
な事案がございます。奈良市の、あるいは郡山市も、斑鳩町
もといったことも新聞に載っています。広域でごみ処理場を
造るということ、これは当然スケールメリット、効率という
ことからすれば県も推進をされておるわけですがけれども、地
元地元のそれぞれに事情があつて、我々は新聞情報しか知り
ませんがけれども、本当かどうか、これ新聞情報です、これが
正しいかどうかは別にしまして事実として新聞に郡山市長さ
んが仮に今度の奈良市の施設ができたときに斑鳩町の車が郡
山市内を通るのをやめてもらいたいと、どういう表現だった
かあれですがけれども、ただ一般論として道路は不特定多数の
誰もが通行できる一般交通、安全に利用できるというのが道
路法、道路の趣旨だと思っておりますので、これを乗り越える
だけの公的な理由づけがない限りは当然通行するという道路
の効用だというふうに思っています。

それと、元に戻りますけれども合意の射程範囲、効力はど
こまで及ぶのか、その地元との合意は施設の新施設の建設
あるいは稼働の条件なのか、不可欠条件なのか、そこは私は

そうじゃないと思っていますけれども、私の今の所見です。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) 驚くような答弁なんですけれども、内容は。それ合議の経過があって今建設が始まっているというところがすっぽり抜けていまして、それ合意をしていなかったら建設はしていないわけです。今現在、一体何をおっしゃっているのかなど。

今、裁判をやっていて準備書面のやり合いをやっていないのじゃありませんのでもうちょっと現実的な話をさせていただかないと、今現在これ住民の皆さんとお約束して、そして王寺町からの進入路を造ってそちらから来ていただくということで約束をしているわけです。最終協定がなぜ残っているかという、これはちゃんと約束が履行されるかどうかです。なぜかという過去35年間において覚書も結ばれていた中で一向に無視、放置され続けてきたということもありまして、そういうのにはかなり敏感に反応されております。約束したことを守らなかったんだから信義則に反するんだということもおっしゃっていました。

だから、今現在、今副管理者の今のご答弁をぜひとも地元集会でも開きますから出てきてその言葉をもう一度そのままおっしゃってください。住民が反対されていることを長年の

協議を重ねた結果、やっところまでにこぎ着けて、そしてやっているのに、王寺町長一人の考えだけでそれを全部ちゃぶ台返しするんだということにもなりかねないおそれがありますので。そのあたりはそれをまた再度要求はさせていただきます。

そして、これ新焼却場を建設するときはこの合意事項が組合の管理のほうに行政文書として私、行政文書の開示請求をかけて取らせていただきました。そしてこの新焼却場を建設する決議、議決です、これについても議決証明も開示請求で頂きました。ということは、そのときにもう認知していたわけですから。認知した上でやっていて、後で負担割合云々の問題は当然ありますけれども今の道路をまだ通るんだということになったら、これは正直言ってもうこのものはもう破綻してしまうということを書いて過言ではないと思います、当然です。

いやいや、実際やってください、協議を。協議を自分らで。大体先ほどから冒頭に聞いていたのは廃掃法の運搬の義務というのは香芝市はこれはないわけです、王寺町の収集車に関しましては。だからそこを通行する、しないだったら王寺町で協議されたらいいんじゃないですか、そういうふうになってきますよね。当たり前じゃないですか、勝手に何でもいから通っていいんだと、道路法があるからそれで通って

いいんだと、だったら廃掃法でこういった趣旨で配慮しなければいけない、まして増進しなければならないということで9条の4項には書いてあるわけでしょう。増進というのはさらにそれを上を求めていくということじゃないですか。

先ほどから横に首を振っておられますけれども関係ないでしょう、黙ってください、目に入ってしゃべりにくい、お願い申し上げておきます。

だから、今話の続きをしますけれども、それはどう考えてもどこの事務の責任がある、義務でしょう、6条2項関係って義務じゃないですか、基準も定められているわけでしょう、政令で。3条です、定められている。それからいきましてそれをなぜ香芝市がその事務を全て、この間の答弁からいえば香芝市におけるものは香芝市が全部やらないといけないんだと、それは違うでしょう。法律に書いてあるんだから、法律に明記されている事務をなぜ香芝市がしなければならないんですか。大体そこからボタンの掛け違いというのが発生しているんじゃないですか。

言っておきますけれども、私もいいかげんなことを勝手に個人の意見で言えないので、いわゆる協議者、サインいただいた方、その方に会ってヒアリングもしてきました。その話は全然違うんだと、もう当然にその約束で合意をして今新焼却場の建設を合意したんだということは明確に言質を取って

きていますので、だからそれはあまりにも一方的な話であつて、今現在これが進んでいる、進行中でありますので、それに限ってその見解を今回求めているわけです。

だって、今までかってご存じだったじゃないですか、協定のことをご存じだったんですね、その協定の内容も当然ご存じだったんですね、ご存じで新焼却場をスタートさせているわけでしょう、建設を。その辺の見解をお願いします。

(議長 鎌倉文枝) 副管理者。

(副管理者 平井康之) 合意の内容については承知をいたしています。さすがに大事な事柄ですので事実を知らないと言うつもりはございませんし、ただ文書についてこれは事実だけ申し上げますからあれですけれども、覚書、当時の香芝市長さんと地元で結ばれているものです。王寺町としてそこに決裁、合議、関与というものはございません。これが一つの事実として申し上げます。

先ほどのパッカーの収集車の通行ですけれども、廃掃法の規定の話をされております。これも理解がどこまでかというのは不十分かもしれませんけれども、当然収集車の管理を我々王寺町としては王寺町の収集車について政令3条とおっしゃったんですけれども、その細かい内容までは存じ上げていないので申し訳ないですけれども、一定の配慮を当然、善意の管理者、善管注意かどうかは別にしまして当然配慮をし

て迷惑をかけないような方法でもって収集運搬に当たるということだろうというふうに承知しています。その廃掃法の規定の中でその基準なりを守っていないもの、守れていないということから、そのままじゃあいろんな対応策は本来するわけでありましてけれども、そこから専用の収集運搬道を設けなければならないというところまでいかないというふうには私自身は承知をいたしております。運搬の方法について支障のないように運転をしていくということ、そういった配慮を行うということは当然のことだと思いますし、そこまでかなというふうに思っています。以上です。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) いや、ロジックがおかしいんです、焼却場を建てる条件としてそれをしないということで決めているわけでしょう。それに至った動機が廃掃法の配慮とかそういったものがいろいろあります。だって住民の皆さんは反対していたんですから。それがないと新焼却場の建設は認めないんだと、じゃあ今から中止するわけですか、これ、焼却場。もうそこまでおっしゃるんだったら、焼却場をもうこのまま続けていたって稼働できないじゃないですか。その約束がないんだったら、また1番の振出しに戻ってしまうということでしょう。

そして、その環境上の配慮というのはこれはあくまでも香芝市の地域内におけるものは香芝市の権限なんです、王寺町がそれを違うんだとかそれは構わないんだと。だって香芝市民の皆さんのご意見をもっていろいろ検討されてそういった結論を導いてきているわけでありまして、その決まったことを王寺町が違うんだと言われても、違うんだったらこの間も言っていたように美しヶ丘から自分のところで進入路を造られたらいいんじゃないですか、ただそれだけの話でしょう。運搬の義務はそちらなんですからその通行するものもセットものじゃないですか。それをなぜ香芝市が、何の法理に基づいて香芝市が負担しなければならないのか。

先週、総務省に行ってきました。そしてこの間の答弁で副管理者からはこの現在建設中の王寺からの進入路建設に係り都計道路であることの理由からそれは負担できないんだと、このような旨のたしかご回答だったと思うんです。それをなぜだと聞きますと、地方財政法の第9条により負担できない旨の答弁がございました、これは議事録を確認してみて今読んでいます。

答弁書を確認しますと、副管理者は地方公共団体の事務はそれを行っている経費については当該地方公共団体が全額負担するという9条の精神だったと思いますとこのようにご答弁されているわけです。この論理から導けば、廃掃法の6条

の2では王寺町における収集運搬は王寺町の義務の事務であるということでありますから、明記されていますから、それでは運搬に係る経費については地財法の副管理者の解釈から読み解けば王寺町が全額負担しなければならない、このようになりますけれどもその見解をお示してください。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 理解が足らずに食い違ったら恐縮ですけれども、地財法の9条の話はさせていただきました。それで、ごみの収集車の運搬ですよね。当然のこの話、車代、人件費、光熱、当然運搬に係るコスト、費用、これは当然王寺町が責任者ですから王寺町が負担するというのはこれ当然のことだろうというふうに思っています。

今、推測かもしれませんが議員おっしゃっている通行する道路です、だからこれに係る経費もそこに入ってくるのかどうかということになりますと、私はそこは自信ないですけれども、ただし従前から申し上げている、申し訳ないんですけども道路、市道は道路です、道路の原則は不特定多数の人が通行するというのが原則だろうと、専用のバス専用路線というものを造って、そのときの受益というのは道路法なり都計法の規定があったと思いますけれども、そういった特定受益というものの判断じゃない限りは通常の一一般の通行に資するものですからそこに廃掃法でいう善管注意を外れた非常に

具合の悪い運行の仕方です。周りに迷惑をかけるのか、そういったことのない限りは通常の道路法の利用という範囲内で通行、王寺のパッカーも通行できるものというふうに思っています。以上です。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) いや、それだったらもう王寺町で焼却場を建てられたらいいじゃないですか。だってこちらは住民さんの反対があつて住民さんと協議を重ねた結果、最終的にそういうふうな形でやると、これ管理者が香芝市に委任して、そして香芝市は委任を受けてその協議を行ってきているわけです。これはもう言質を取ってきているからどこにでも証言できるんですけれども、だからそれを組合としてやっている事務でそういうふうに意思決定していると。合議している、していない、それは内部の話であつて一般の住民さんはそんな関係ない話じゃないですか。最終の管理者が決裁しているわけでしょう。それを管理者が決裁していたら副管理者が後で駄目なんだと言ったらそれは無効になるのかと、それは一体何の法律をもっておっしゃっているんですか。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) すみません、趣旨がいまいち分からないので再度お願いします。

(議長 鎌倉文枝) はい、もう一度お願いします。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) いや、香芝市が勝手に合意の覚書にサインをしたんだと、合議も何もなかったんだとこのようにおっしゃっていましたがね。でも、合議というのはあくまでもこれ内部の問題であって、対外的に一般住民さんに影響を与えるものではないですよ。ないですよ。管理者は決裁されているわけです、それ。管理者が委任を受けてやっていたんだって証言されているわけです。それを違うんだってひっくり返すのもうめちゃくちゃじゃないですか。一般市民から聞いていたら、後で内部でもめて、いや、違うんだ、どうのこうのって、それ対外的な市民からしたら関係ない話でしょう。だからそれを市民に対して、その強制せしめるというのは法律か条例か何かで必要ですからそれは何ですかということをお聞きしている。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 合意書を前提に話を進めたいと思いますけれども、合意書のその強制規定性というんですか、合意でもっていつかまでにそれが果たされないと新設の稼働は認めないとかゴーサインが出ないとかこの辺はよく分からないですけれども、要するに開始できないという強行規

定性的なもの、あるいは先ほど言いましたように条件、設置のための条件かどうかというところはそこは議員のおっしゃっていることと私とは違っていると思います。

それと……。

(議員 川田裕) 議長、議事進行。

聞いていることが、内部規定による。いいですか。

(副管理者 平井康之) 合意を認めていますよね、合意の前提としています。

(議長 鎌倉文枝) 今、発言が続いていますから。

(副管理者 平井康之) 今、合意を前提としての話をさせていただいています。それと、いろんな今回の事例が当てはまるかどうかこれは分かりませんが、地元の例えばほかの例でたくさん特にごみとか、し尿とかあると思うんですけども、地元の方の意見はできるだけ当然のことながら尊重するというのは当然だと思っていますけれども、それがなかなか具体的にいつまでにその内容が実現するかということがあって、じゃあそれができなかったときに必然的に工事が止まるのか、これは私はそうじゃないと思いますし、ほかの例で見ているよほど設置については止めるべきだということであれば停止の仮処分といったそういった手続もあろうかと、間違っていたらまたごめんなさいですけどもそういった手続もあろうかと思っています。

合意書に基づいて、それが強制条件であってできなかったら必然的に止まるかどうか、これは私はそうじゃないというふうに認識していますので。以上です。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) いや、聞いていることにお答えいただきたいんですけども、もう一度言います。先ほど香芝市が勝手に合意にサインしてきたんだと、合議もこっちはやっていないんだと、でもその意味が分かっている委任を受けてやってそれでこの焼却場の建設をその合意に基づいてスタートしているわけです。これはもうちゃんと証言が取れているんです。それを内部規定で合議が取れているか取れていないかというのはこれは内部の問題じゃないですか。約束された一般市民の方がそんな理由は関係ない話であって、だからその内部の問題によって信義則を破っているんだというようなものは何の法律か何の条例でおっしゃっているのかという。

もう一度言います、何の法律で何の条例で住民に対して約束したことをそういうふうに今また解釈を変更するようなことが言えるのかと。合議していないという理由をもって、その法根拠を今お聞きしているんです。重要なところですから。

(副管理者 平井康之) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 合意書の存在、中身は承知いたしておりますという前提で話をしております。ただ、内容、合意の内容の強行法規性、法的な効力、これについては認識が違うんじゃないかなというのは、議員はそれが実現できなかつたら止まるということ、条件だということというふうに認識されていると思うんですが、私自身はそれはそういうふうに思っておりませんので、だからもし実際に大きな話ですから、工事の着手かどうかというのは、今現にそのときの予算のことについても議会で各所で合意を得ていただいて着手が始まっています。今もう既に始まっています。それをじゃあどういうふうに現実合意の内容によってそれが実現されていないから止まるのかどうかということについての話としてそれはそうじゃないんじゃないかというふうに申し上げた。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) いや、それはもう合意を結んでいますので、香芝市のそれはもう他人事みたいなことを言ってもらったら困るわけで、法規適合性をやっているわけだから。香芝市にしても市民に対して約束していることを王寺町長が、いや、それがどこまでの効力があるかどうかのこの言われたって、香芝市は約束を守ります、市民との。それは香芝市の意味判断

じゃないですか。いや、それはおかしいんだとかこちらの意思判断に言われる。こちらが違法でもしているんだったらご指摘をいただくのはいいかもしれませんが、そういったことの論理がおかしいじゃないですか、おかしいと思います。

じゃあ、なぜその論理が通るのか、その法的根拠をおっしゃってください。今までの会議であっても、いや、それは違うんです、先ほども言いましたけれども地方財政法9条って一体何の関係があるんですか、この問題と。地方財政法9条といえば国と地方の負担割合を決めた条項でしょう。それをもって何の根拠をおっしゃっているんですか、そこをもう一度説明していただけますか。いや、副管理者に聞いているんです。

(議長 鎌倉文枝) 副管理者に、はい。

(監査委員 高津孝至) 私から意見を言わせてください。

(議長 鎌倉文枝) よろしいですか。

(議員 川田裕) 誰ですか、あの方。

(議長 鎌倉文枝) 監査委員です。

(議員 川田裕) いやいや、監査委員には僕求めていません。

(監査委員 高津孝至) いやいや、後で。

(議員 川田裕) 議長、議事進行。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) いや、審議妨害になりますので、何人も審議を

妨害してはならないとありますので、指名している方がお答えください。

(副管理者 平井康之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 今の質問の趣旨が地財法の内容ということだったと思うので、地財法、その事務、その地方公共団体の事務はその団体が経費を負担するということだったと思います。結局、その事務かどうか、これはこの前、2回前の特別委員会でもいろいろ議論をさせていただいたと思うんですけども、じゃあどこの事務ですかということのその整理というか位置づけというかで我々は施設、ごみ処理施設に関わっての地元対策に係る事務は今までのずっと30年以上の流れの中で香芝市域に係る地元対策に係る事務は市長と自治会、王寺の水利組合なり自治会との関係は町長とそれぞれ、それぞれの中での協定で結んだ内容が事務だと、それぞれが負担するんだということの原則を申し上げているだけでありまして、じゃないんでしょうか。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) いやいや、地方財政法9条とおっしゃるから、だからこれは地方と国の負担割合を決めた、明確化された条項でしょう、だからその条項をもって何で香芝市が行わなけ

ればならないんだということになるのかということをお聞きしているんです。だって、前回の答弁も残っていますし議事録にも書いていますから。総務省に行って聞いてきているわけです、先週、この法律をつくったところに行って聞いてきているんですけども、何をおっしゃっているか意味分からないと。

(副管理者 平井康之) 私も分からない。

(議員 川田裕) いや、9条の根拠をもってなぜ香芝市が経費について香芝市が行わなければいけないんだと、だって廃掃法からいったって先ほど答弁を最初的时候に確認させていただいたじゃないですか。運搬についてはそちらの事務なんでしょう、だって法律で規定されているんだから。それをもって何で9条が、何で香芝市が全部負担しなければいけないんだということになるんですか。ここを明確にさせていただかないと、重要なところですよ。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 申し訳ないです、大事なことなんで。

今、9条の話を議員がされましたから、以前から地元対策をどういったやり方ですか、経費負担も含めてでしょうけれども、その流れの中で地元対策として協定を結ばれたことについてはその協定を結んだ主体が9条、これ地方公共団体の事務ということでございますからその全額を負担する、当然

のことですけれどもそれを言ったままで、9条自身は特に国との負担云々じゃないと思いますし、それと28条の2です。この前から申し上げていますがけれども28条の2というのがそれぞれの団体の事務について他の団体に負担を求めてはならないという、負担区分を乱すことはしてはいけない、その両方を根拠として地元対策に係る事務主体、あるいは費用の負担ということで申し上げたと思うんですけれども。9条、今急に地財法9条とおっしゃったのでそういうこと。

もう一つ、運搬に係る事務、これは王寺町の事務ですので、当然先ほど言いましたように運転手の人件費から車代から燃料費からそれに係る経費はもう当然のことながら王寺町の負担ということになりますけれども、ただその運搬について香芝市の道路を使わせていただいていること、市道を使わせてもらっていること、これについても負担が出てくるのかどうか、そこは私は道路の性格上、通行についての負担というものは発生しないものというふうに認識しているところで

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) いや、ごまかさないでください。この間、9条のことで言ったでしょう、議事録がこれあるんです、言っていたらじゃあどうするんですか。いつも違うとか言うけれど

も、今回はいつも町長違う、違うと首を振りはるので全部議事録を取ってきているんです。その中において町長がおっしゃっていることをそのまま今読んでいるだけなんです、これ私の主観も何も入っていないわけです。基本的な根拠が決められているとっております、なので9条だったですか、公共団体の事務はそれを行っている経費については地方公共団体が全額負担するという9条の精神だと思っております。これは議事録をそのまま読んでいるだけなんです、何もつくっていないです、だからそうおっしゃっているので、だからなぜ9条が関係あるんだと、9条は地方と国の負担割合を定めた条項であって、間違いであったら間違いであったらいいんですが、それを9条で押し切られますと意味が分からないんです。

だから、9条というのは国と地方の負担割合でしょう。後で言われた28条の2ですか、地方の分担、それも勝手な解釈をされていますがそこはもう、いやいや、総務省へ行って聞いてきたんです。だってそれに法的な根拠をもってそれで定められているものを書いてあるわけであって、だったら今回の道路建設、都計法だからそれは負担できないんだとおっしゃっていましたよね。それを聞いてきた、そのまま。都計道路だから駄目だとおっしゃっているんだと、それは都計法に係るけれども、都計法を見たら受益者負担もいわ

ゆる原因者負担金も取っていいわけですが、だからこの地財法の28条の2には抵触しないわけです。

だから、何をもってそれを違うんだとおっしゃっているのか、そこをちゃんと、重要なこれ議会の審議ですから答弁も残るわけで、間違った法律解釈を言われて我々も確認に行くと、じゃあそうじゃなかった、根拠も分かりました、法律で定められたもののことですから法律に定めたものがないんです、ないんです、調べましたけれどもないんです、基本法的な漠然なものじゃなくて個別具体的に定められた経費なんです、だからその解釈がもう全然違っていたので、最初から多分。

いや、首をかしげられてもそうなので、だからなぜ9条が関係あるんだと、そこは訂正するんだったら訂正してください、地財法9条は関係ないです、一切。

(副管理者 平井康之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) すみません、今9条の話を持ち出したのは議員のほうからだと思うんですけども。

(議員 川田裕) いや、議事録に載っているから。

(副管理者 平井康之) いやいや、今この議論の中で9条の話を持ち出されたのは議員のほうからじゃないですかということ、私から9条云々と言い出したことじゃないですよ。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) 発言中です。

(副管理者 平井康之) それと、すみません、1つ都計法の話もされました、28条の2、他の法令の規定云々と書かれています、それにも都計法が該当するんだらうと当然思います。都計法で受益者負担金という項目があることも承知をいたしておりますが、道路法も同じような規定だっただと思いたすが、特別の著しく利益を受ける者ということが対象になっているというふうに条文上なっていると思いたす。著しく利益を受ける者というのがその受ける利益の限度内で負担するんだということだというふうに思いたす。ただし、そういう2条2項ですか、そういう場合にも条例で定めなさいよということになっているようす。

ここの著しく利益を受けるということの結局は判断になるんだらうというふうに思いたす。結果として著しく利益を受ける、王寺町のパッカーが著しく利益を受けているんだというふうには理解をしていないということでごさいます。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) 受益者負担で取るとか勝手に決めつけてもらったら困るんですけれども、原因者負担もあるわけじゃないですか。だって組合のほうで設計まで行われていたわけす。

収集車が進入路が要るということで検討を始められて外部の設計会社も入れられて基本設計まで行われた……。

(議長 鎌倉文枝) 発言を求められています。

(議員 川田裕) どうぞ。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 進入路の話。

(議員 川田裕) いやいや、今の。

(副管理者 平井康之) 今の。

(議員 川田裕) 現在の進入路に行く、工事するに至って。

(副管理者 平井康之) すみません、畑分川線。

(議員 川田裕) はい、そう。それでやっているわけです。ほんで、もう時間があまり、あと何分ですか。

(議長 鎌倉文枝) 15分。

(議員 川田裕) 15分ですか、もうちょっとありますね。

整理していかないといけないのが、前回の議会でも通告をさせていただきましたけれども本日までにまとめてきてほしいと、当方のほうもこれは当方の勝手ですけれども決算認定も止まっているわけです。だから予算提出までには認定もしなければいけないということもありまして、だから道路を進入路を今現在造っている道路がありますね。それも全く負担もしない、お金も出さないんだと、それは理屈をつけられて、いろんな理屈を付け足したら何でも言えるでしょう。だ

けど組合で検討されてそれをスタートしているものでありまして、それだったらもう道路を止めることはうちの半数以上の議員さんの中ではもうそれは決まっている話なんです。

だから、いやいや、それはもうやります、だって汗はかいてきたわ、35年間、香芝市民が迷惑はかかってきたわ、自分たちは交渉に一度も行っていない、それで何の協議も行っていない、何の生の声も聞いていない、それでお金も出さない、これは香芝市民からしたら感情的な問題になってしまうわけです。何も乱暴な話をしているわけでもなくて、我々からしたら香芝市民がなぜ王寺町長の起因とする原因によってなぜ多大な負担金を香芝市民が背負わなければならないんだと。そうでしょう、原因者負担かあるじゃないですかこれ、完全に。

だから、もうそれでどうのこうの講釈の言い合いになるのであれば当然に道路ももう止めますし、この間も言っていましたけれども勝手に造ってくれたらいいじゃないですか。今の現在の道路を通るということになればこれはもう当然に稼働合意できないわけですから多大な損害が発生してしまうということにつながりかねないと。そのときは司法か何かになるんでしょうけれども、ただで当方の意思判断でできることというのはそこが限界なんです。それ以上のことはできませんので、強制する能力も香芝市にはありませんから、王寺町

さんにこうせえということは言えませんので。だけど今の現在の地元合意書も効力どうのってそれは香芝市が判断することだから別に王寺町からご心配いただく必要もないので。ただ我々香芝市としては合意を守られない以上、今の新焼却場が仮に完成したとしてもそれは運用をスタートできない、このような問題が出てきています。

道のほうも負担割合をされないのであれば、当然に我々としてはもう道路をそこを優先して取っていく意味もありませんので。だって関係ないとおっしゃっているんだから。

参考人に聞きたいんですけれども、今日は参考人じゃないんですか、傍聴人ですか。今日も確認を議会前にしてきたんですが、今の畑分川線の一部を造っています、この一部についてB/C(費用便益比)を確認をしてきたんですが、B/Cないんです、造る理由がないんです。だから王寺の問題に関係ないんだったら造る理由がないのでそれはもうB/C出ていないのでそんなもの造れないじゃないですか。だから優先順位のガイドライン等がありますからそれに沿ってやるだけの話であります。

だから、もう一度、町長、感情的にこれなっても仕方ありませんので、いやいや、負担割合を今後協議いただけるのか、それとももう関係ないんだとおっしゃるのか、それはどちらなんですか。

(副管理者 平井康之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) すみません、畑分川線についてということによろしい。

(議員 川田裕) いや、もう全般。

(副管理者 平井康之) いや、全般というと広いのでまた論点が別かと思います。

今、進入路、畑分川線を今もう施工いただいていますのでその今後どういった工事の進捗、我々としては香芝市のほうで29年2月21日だったですか、私の個人的な前回の選挙の1週間後のこの特別委員会、組合議会があったものから招集しています。そのときに畑分川線については香芝市の都市計画に基づいて造るものという位置づけ、効用と、効果といたしまして白鳳台の皆さん方の渋滞の緩和であるとか災害時の分散であるとかそういった根拠でもってまずは造るということが1点。

それと、当然のことですけれども王寺もそうですけれども都計道路、何か所かはもちろんある中で特に王寺からの進入路の機能も当然あるということで香芝市のほうでそこは優先順位を上げていただいて早期の着手に進んでいただいたと、これはそういうふうに認識をもちろんしております。

そういう認識はしているんですけれども、負担ということ

になりますと、先ほどの根拠に戻ってまいりますので、28条の2のいわゆる都計法なりいろんな法令の根拠に基づきまして道路の整備について特別のそういった受益というものが無い限りは王寺が負担する根拠というのは、我々も住民の皆さんに根拠をいろんなところで説明しなければいけないので根拠のない支出をすることはできませんので、法令に基づいて今回の畑分川線については王寺として負担することはできないものというのは認識として1つあります。

それと、畑分川線、私も実は生活者としても期待をしているところが大きいわけですね。というのは、私もその地域の住民ですのでその辺の道路の必要性というのは痛感しております。畠田駅前に住んでいます、香芝インターに乗ります、今168が非常に県でやってもらっていますけれどもなかなか4車線改良進みません、ずっと渋滞です、結果として生活の利便性については非常に我々は早く進捗してくださいと県に申し上げているもののなかなか進まない。今度、例えば畑分川線を施工していただくと168のバイパス機能には当然なりますということが1つ、重要な利便としてあると思います。

それと、関係ないとおっしゃるかどうかわかりませんが、王寺町としては西和区域の住民の皆さんの健康云々ということも含めて、西和医療センターの今三室、斑鳩にあり

ますけれども王寺駅南に誘致したいということで一生懸命やっております、西和医療センター、県立病院ですけれどもこの……。

(議員 川田裕) 議長、議事進行。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) 聞いていることに対して教えてください。

(副管理者 平井康之) 答えております。

道路の効用のお話を申し上げたい。道路、今度西和医療センターがご案内かどうかは知りませんが王寺駅南に移ってまいりますと、今の現段階でも西和医療センターの利用者の内訳を県のホームページで見ますと王寺の外来が2に対して香芝郡2万に対して1万の方が利用されている……。

(議員 川田裕) 町長、いいんです、そんな話は聞いていないんです。聞いていることに対して教えてください。

(副管理者 平井康之) 道路の効用ということでそういうことがあるということで、単なる王寺からの進入路を造っているわけじゃないということを申し上げたいために言っているわけです。以上です。

(議員 川田裕) 分かりました。はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) だから、もう負担はなされないということですね。

(副管理者 平井康之) 出ません。

(議員 川田裕) ずっとやられてきているけれどもということで
すね。

いろんな、今縷々^{るる}説明されましたけれども、あとはこれもう香芝市で決めることですから、我々は進入路を早くやらないと稼働もできないのでそういった過去の調べてきた資料からも全部それは証拠も上がってきているわけです。それについて全く全部香芝市が見ると、我々が全部香芝市が負担しなければいけないんだとおっしゃるんだったら、別にその都計道路は我々にとっては急ぐものではございませんので、当然にその道路の建設は中止すると。一旦中止かな。そこはまた検討しますけれどもそこは王寺町さんから言われる筋合いの話ではございませんのでそこはもうそれで結構です。その意思で負担は一切しないんだとこのような解釈でもう一度だけ聞きます、その解釈でよろしいんですね。

(副管理者 平井康之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) 都計道路、畑分川線の整備についての王寺町の負担は法令上できませんということを申し上げています。以上です。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) いや、法令上はできるとなっているんです、地財法28条の2でできると聞いてきたんです。いやいや、違いますじゃないんです、できるんです。だから、それは自分の考え、法の解釈の不足によってそのように一方的に決められますが、いいです、もうそれを言っても仕方ありませんので。なぜ我々が過去の踏襲をして、前も議長さんもおっしゃっていたけれども過去の信頼関係をもってやってきたと、今になって王寺町長が替わられたから急に過去の規約解釈も大きく変更されて違うようになってきたということは我々には理解できないということを申し上げまして、今回の一般質問は終わります。

(議長 鎌倉文枝) もう一点のほうはよろしいんですか。

あと時間は9分です。お願いします。

(議員 川田裕) じゃあ、もう一点聞きます。

これ先ほど冒頭に事務局長からの話がございましたが、大阪地検による逮捕者が出たことによる情報発信です。これがその経緯であったりとかそのときの状況であったりとかどういったことかというのが全く議会にも何の報告もありませんので分かりません。そのあたりを詳しくご説明いただけますか。

(議長 鎌倉文枝) 管理者ですか。

(議員 川田裕) どっちでもいい。

(事務局長 井上隆) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、事務局長。

(事務局長 井上隆) 失礼いたします。

組合では、各マスコミの取材に対しまして丁寧に説明はいたしまして、そのとおり報道されていることは確認したんですけれども、ただ今報道されているのは元議員が収賄を受けたと、それについて組合が関与しているというところがまだそこまではっきりとはしておりません。コメントを掲載して広く住民の方に説明、報告を行う予定はしておりまして、ホームページに上げて準備はしているんですけれども、それを見極めておりましたもので、まず第一報を今週中に上げまして、残り詳細な関係が分かりました次第、続報を発表しようとは考えております。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) これはこちらから要求しなくてもこちらからそういう段取りを今現在されているという解釈でよろしいんですか。

(事務局長 井上隆) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、事務局長。

(事務局長 井上隆) はい、組合との関連等につきましては慎重にと考えておりますが、まず時間がもう1週間たちましたの

で第一報だけでも公表しようかとは考えております。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) まず求められるのが、管理者から市長の立場でメッセージは出されていましたが、あの内容ではもう何か分からない、新聞のほうが詳しく分かるというそんな状況じゃないですか。

香芝市民の関心の高い注目されるべき、問合せも、私も分かりませんので内容までは分からないしか答えられないですが、ただそれは当時からそういう関係があったと、これまた副管理者にお聞きしたいですけれども、当時管理者は管理者じゃなかったから当時のことを聞いてもそれは無駄なので、副管理者、そのときそういった行為がいろいろあったと言われているわけですが、それはどんな対応とかどんな協議をされたんですか。

(議長 鎌倉文枝) 副管理者。

(副管理者 平井康之) 事実だけ申し上げますと、特にそれについて相談を受けた例とかそういったことはございません。お答えはそれ以上できかねます。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) ということは、何もされていなかったんです

ね。詳しくは違う方がやっていたのか分かりませんが。

これ今捜査されているのかな、まだ起訴もされていないので分からないのであまり深く踏み込んでお話しすることはできませんが、去年も官製談合とかということがあって民事では2億円相当かなという香芝市が敗訴したと、ところが刑事関係かな、時効関係も含めて若干不起訴扱いになったとこのように僕は聞いているんですけれども、その関連会社というのは王寺町で随意契約を出されているというのは本当ですか。

(副管理者 平井康之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) すみません、承知いたしておりませんので答えようがございません。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) じゃあ、それはまたお調べになって報告いただいたりできるんですか。

(議長 鎌倉文枝) はい、副管理者。

(副管理者 平井康之) すみません、正確を期するために関連。

(議員 川田裕) 関連会社。

(副管理者 平井康之) また後で整理していただけますか。ちゃんと対応しますので、関連会社が随契。はい。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) では、それは事務局と正確性が要りますのでまた打合せしてお願いしたいと思います。それはまた報告も担当回しでお願いしたいなとこのようにお願いをして、一般質問は終わります。

(議長 鎌倉文枝) これをもちまして川田議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、日程第4、認第1号、令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いします。

(会計管理者 平山勝啓) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、理事者。

(会計管理者 平山勝啓) ただいま提案になりました認第1号令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明書で説明をさせていただきます。

決算書の13ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は19億2,639万8,000円、歳出総額17億6,169万円

で、歳入歳出差引き額は1億6,470万8,000円でございます。

翌年度に繰り越すべき財源1億751万円を差し引いた実質収支額は5,719万8,000円でございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1分担金及び負担金では、収入済額6億6,275万5,000円となっており、内訳といたしましては、申し訳ございません、主要な施策の成果報告書の11ページをお願いしたいと思います、組合分担金算出表(1)の表でございます、香芝市が4億6,177万6,000円、負担割合は69.7%、王寺町が2億97万9,000円、負担割合は30.3%でございます。

次に、款2使用料及び手数料、収入済額が1億2,597万4,124円で、主要な施策の成果報告書10ページをお願いいたします、(2)一般廃棄物処理手数料の左側の表にあります事業系手数料でございます、香芝市の許可業者手数料が8,042万2,240円、割合で71.4%、王寺町の許可業者手数料が3,219万1,680円、割合で28.6%、合計で1億1,261万3,920円でございます。

次に、右側の表、自己搬入手数料でございます、香芝市が

779万1,815円、割合は58.4%、王寺町が237万5,009円で、割合は17.8%、その他といたしまして国土交通省大和川河川事務所及び高田土木事務所発注の河川堤防草刈りの持込み等で317万390円、割合は23.8%でございます。合計で1,333万7,214円でございます。

次に、戻っていただきまして、款3国庫支出金でございます、収入済額が3億6,219万円で、16ページ、17ページをお願いいたします、循環型社会形成推進交付金と二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金でございます。

款4繰越金では、収入済額1,930万4,296円、前年度の繰越金でございます。

款5諸収入では、収入済額2,007万4,540円、アルミ等の売却代金でございます。

款6組合債では、収入済額7億3,610万円、一般廃棄物処理事業債と市町村振興資金貸付金でございます。また主要な施策の成果報告書の12ページになります、よろしくをお願いいたします、一番下の段にあります令和2年度の償還残金、こちらの額が8億9,665万2,000円となっております。

以上、収入合計は予算現額で19億6,210万2,000円、収入済額は19億2,639万7,960円、執行率

は98.2%でございます。

次に、決算書の18ページをお願いいたします。

款1議会費では、支出済額が43万3,690円、こちらは議員報酬、議事録作成業務の委託料の支出でございます。

款2総務費では、支出済額6,325万4,956円、項1総務管理費、目1一般管理費で節2から節4では6名の職員の給料、職員手当、共済費で人件費の合計が5,388万1,790円となっております。

20ページ、21ページをお願いいたします。

節8になります、旅費でございます、職員の出張旅費で7万1,740円。節10需用費では、98万6,267円、消耗品並びに印刷製本費等でございます。節11役務費では、35万1,308円、電信電話料等でございます。節12委託料では、153万8,183円でございます、文書管理委託料、公会計作成支援業務委託料等でございます。節13使用料及び賃借料では、340万6,078円、公用車及び各システムの借り上げ料等でございます。

22、23ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金では、270万2,590円、退職手当組合負担金等でございます。

項2監査委員費では、委員報酬で30万円の支出でございます。

続きまして、款3施設費では、支出済額16億7,228万4,081円、項1施設費、目1塵芥処理施設費では、節10の需用費で支出済額1億3,756万1,645円、内訳といたしまして消耗品費でダイオキシン対策用の薬剤購入費等で4,666万1,781円、光熱水費は電気・水道料金等で8,795万9,989円の支出でございます。節11役務費では、支出済額1,390万4,797円、一般廃棄物処理手数料等でございます。

24、25ページをお願いいたします。

節12委託料では、支出済額2億8,972万2,225円、当施設の維持管理に関連する委託料として、ごみ処理業務委託料2億215万8,000円、再資源化処理業務委託料2,512万964円、バグフィルター補修工事に伴う廃棄物外部搬出処理委託料2,120万6,201円等でございます。次に、節14工事請負費でございます、支出済額12億2,941万4,740円、ごみ焼却処理施設の機能を維持するための定期的に実施しております修繕工事で1億880万6,500円、一般廃棄物処理施設整備工事等で1億1,126万9,240円でございます。

26、27ページをお願いいたします。

次に、款4公債費では、支出済額は2,571万7,565円で、地方債残金、償還金等でございます。

以上、歳出合計は、予算現額19億6,210万2,000円に対しまして、支出済額17億6,169万292円、執行率は89.8%でございます。

以上が令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の提案理由でございます。慎重ご審議の上、原案認定賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(議長 鎌倉文枝) ご苦労さまでした。この件については決算の認定でございますので、代表監査委員の高津監査委員にご出席いただいております。代表監査委員の高津監査委員より決算審査の結果について報告をしていただきます。

高津監査委員、報告をお願いします。

(監査委員 高津孝至) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、高津監査委員。

(監査委員 高津孝至) 監査委員の高津孝至でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算に係る審査を終えましたので、その結果についてここにご報告申し上げます。

意見書面は、決算書資料の1ページでございます。

なお、この審査報告は本年8月27日に中谷一輝監査委員

と合議した結果でございます。

審査対象は、令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算書及び関係帳簿、証書類であります。

審査方法は、管理者から提出されました審査対象調書等に関しまして審査及び照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況について慎重審査いたしました。また、併せて事務局から説明を受けまして、より正確性を期しております。

審査結果につきましては、令和2年度歳入歳出決算書及び附属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、諸帳簿及び証憑書類と照合点検いたしましたところ、計数は一致符合し正確でありました。

なお、組合では新施設の建設に向け事業を進めておりますが、大規模な工事であり、また運営についても長期の民間委託の方法を予定していることから、各事業について引き続き適法適正な執行に努めてください。

以上、決算審査のご報告といたします。

(議長 鎌倉文枝) ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言願います。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) 監査報告ありがとうございます。

適正に審査いただいて問題がないというご報告を今現在いただいたわけですが、まず1点お聞きしたいのが、この一般会計歳入歳出決算書の14ページの歳入の分担金及び負担金、ここについてなんです、今現在一般分担金、香芝市が4億6,100万円何がし、王寺町さんのほうが2億円何がし、このような経過で令和2年度の決算にのっているわけですが、ただこれ分担金といいましても先ほどからの話、一般質問もありましたが、今現在香芝市の地域内に設置しているからといってこの焼却場に起因するほかもろもろのお金がもうかなり多くあると、広域行政の目的というのはスケールメリットが当然にあるわけでありまして、それにおいて公正公平な負担割合、これは行われるというのが原則であります。

それから鑑みますと、今現在、例えばこれはほんの一部です、今現在調査しているところなんです、例えばこの令和3年度、これはこの2年度の決算には関係ないんですが、例えば水道の業務も美濃園関係です、これも648万1,619万円とか3,000万円とか1,100万円とか、これ香芝市にあるだけで全部これかかっているわけなんです。そのほか、今度新焼却場ができてまた一時は2台の焼却もしていかなければいけない、パイプがもつかどうかと

かいろんな問題がありまして、それでも一応今日のまたお金もこれかかってくる可能性があるということなので、これは完全に焼却場があるがためにこういった起因のお金がいろいろ発生しているわけです。

だから、もう一度この公正公平な平等な負担割合、前も申し上げましたけれども自分のところが得したらいいんだとかそんな話じゃないので、やっぱりお互いの論理に見合う負担、人口割とか当然そのようなのはあるんでしょうけれども、その辺をもう一度見直していただきたいとこのように思うわけです。

じゃないと、香芝市に焼却場がある以上、延々とずっとそういうことで香芝市だけが負担していかなければならないということはこれは香芝市議会議員のおおむねの方が納得できないだろうというような問題もありまして、その点についてご答弁をお願いしたいと思います。

(議長 鎌倉文枝) 事務局でしょうか。

(議員 川田裕) 管理者です。

(議長 鎌倉文枝) 管理者。

(管理者 福岡憲宏) 令和2年度の決算とは直接は関係ございませんけれども、前にも私も答弁させていただいたと思いますが、総合的に判断して負担割合というものについて考えていきたいというふうには思っております。

(議員 川田裕) 議長。

(議長 鎌倉文枝) 5番川田議員。

(議員 川田裕) それはもう今まで放置されていたというのが問題かなと思うんですが、早急にそこはもう管理者にそれをそういった我々からも提案していきますし、そういったものもつくり上げて公正公平で納得性がなかったらまたうちが損したんだとかいつまで言っていたって仕方ないから、これ重要なごみ事業ですから、ごみ焼却処分事業ですからそこはまたお願いをしておきたいなと思います。

全体的にこれを見まして、これは分からなかったらいいんですが、他の公共団体が標準財政規模からこれは広域行政としてやっていますけれども、標準財政規模からどれぐらいの割合でこの香芝市のごみ焼却の事務が行われているのかと、その差異はいかがなのかと、ほかのところよりもかなり高額なものがかかっているのか、それとも関連費用を入れていったら香芝市はかなりのお金がかかっているはずなんです。もし今なければ後で調査してまた教えていただいても結構ですが、その点はいかがですか。これはもう事務局で結構です。

(議長 鎌倉文枝) はい、事務局長。

(事務局長 井上隆) 申し訳ありません、すぐには数字が出ないんですけれども、調査いたしまして必ず報告させていただきます。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) もう一点、これ補修費なんですけれども、先ほども出ていた話ですけれども、これに係るのは今はまだ入札でやっておられるのか、それともたしかあれ僕も記憶で間違っていたらご指摘いただきたいんですが日立さんのプラントですよ。今現在やっているのが日立さんのプラントでかなり老朽化も相当ひどいんですが、日立さんしか持っていない部品であるとかいろんなその型もいろいろあると、ただ消耗品とかは分からないですが、そのあたりに比べて今はどういう体制でやっておられるんですか。

(議長 鎌倉文枝) はい、事務局長。

(事務局長 井上隆) 従前どおり日立造船の炉でありますので、特許であったりとか部品であったりとかでは日頃の維持管理も日立系の会社をお願いしていますので、その関連で今もほぼ随意契約でやっておりますが、一部を見直しまして一部だけ入札で発注はいたしております。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) この随意契約に関してはかなり特殊なものがあるって合理的な随意契約だと我々も思っています。これはもう前々から組合議員もやっていたのでその中身は大体分かって

いるわけですがけれども、あまり議員がそういった契約関係とかに、随意契約をやっていて入札しなさいというのはこれは原則なので別に悪い質問でも何でもないわけです。ただ問題はそれがどういう目的があつてとかそこはもうご本人さんしか分からないんですけれども、なるべく合理的な随意契約というのは決して施行令167条ですか、規定もされていますからそこはもうそのあたりできっちり対応を今後もやっていただきますようお願い申し上げていきたい、このように思います。

私からは以上です。

(議長 鎌倉文枝) ほかに質疑はございませんか。

(議員 河杉博之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、河杉議員。

(議員 河杉博之) すみません、事務局にお伺いしたいんですけれども、令和2年に先ほどありました要は故障といいますが修繕が必要になってきて、その修繕そのものは今川田議員のほうからもありましたけれども結構なんですけれども、そのときに外部というか近隣の市町村さんのほうにごみ焼却をお願いしたと思うんですけれども、そのときに今までの香芝のやり方と若干違うことが起きて市民の方が戸惑ったという状況があるんですけれども、その辺を一回お話しいただけないでしょうか。

(議長 鎌倉文枝) はい、事務局長。

(事務局長 井上隆) 本年3月2日から4月15日にかけて一部で緊急修繕の必要がありました。そのときに炉の片一方は運転いたしましたが、それではごみがあふれますので民間の施設に搬出する中で近隣の6市町にお願いいたしまして取っていただきました。そのときに、具体的に言いますと橿原市、天理市、大和高田市、葛城市、三郷町、平群町なんですけれども、それぞれの焼却場のルールと申しますか炉の機能であったりそれで大きなものが入れない、燃え尽きないとかいろんな、例えばカーペットであったり大きなものが入らないとかいろいろありますので、それに合わせてそこへ持っていただく分につきましては収集センターにお願いして一部ルールをそのときに変えていただきまして、その分で住民の方にいろいろご迷惑をかけて混乱も招いたかと思ひまして、それは反省しております。

(議員 河杉博之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、河杉議員。

(議員 河杉博之) ありがとうございます。

それで、私がお伺いしたいのが、不慮の事故なんで別にそれを責めるつもりは全然ないんですけれども、要は市民の方、王寺町のほうはどういう形になっていたか私は存じ上げないんですけれども、香芝市において通達と申しますかこう

いうふうな状況に変わりますよというのが隅々まで行っていなかったから混乱が起きたような気もするんですが、それについての香芝市と組合との連携というのほうはうまくいっていたんですか、通達云々について。それについてどういう形になっているか教えていただけますか。

(議長 鎌倉文枝) 事務局長。

(事務局長 井上隆) 事前に収集センターと打合せいたしまして、搬出につきましては収集センターが集めたものを直接それぞれの焼却場に運んでもらうという形を取りまして、その打合せの中でこういう事態がありますと、そういうところに持っていくについてはそういうことになりますという打合せはいたしておったんですけれども、住民の方への広報的なことが後手に回ったというか問題があったのかなと思います。

(議員 河杉博之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、河杉議員。

(議員 河杉博之) すみません、ということでこれからまた今建て替えているのであれなんですけれども、建て替えの時期ももちろんございますし何せ老朽化なのでどういう不慮の事故が起きるか、起きては困るんですけれどもそのときに迅速な周知の仕方、特に市民の方々にご協力をお願いすることに関しては丁寧な上に丁寧を重ねていただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

それと、今局長がおっしゃったように大きいものでカーペットとか香芝市のほうのごみ収集カレンダーとかを見ますと、要は一般収集ではほぼほぼ無理なようなことで出せというような形で書いてあるんです、例えばカーペットは裁断してきなさい、裁断できないです。その辺について焼却場が新しくなることに伴い新たな持込みのルールというのを検討いただけるのかどうかというのだけまずお伺いしたいんですけれども。

(事務局長 井上隆) はい。

(議長 鎌倉文枝) 事務局長。

(事務局長 井上隆) 新しい機械につきましては、そういう大きなものの裁断機も検討しております。またその辺につきましては事前に広報いたしまして、検討する考えではおります。

(議長 鎌倉文枝) はい、河杉議員。

(議員 河杉博之) ぜひお願いしたいなと思います。焼却場のほうから出てくるルールというのはルールで理解はするんですが、ただそれを一般市民の方ができることとできないこととというのがありますので、その辺をこれを機に見直しをかけていただきたい、早く見直しをかけていただくのが一番いいんですけれども、なかなか設備投資の問題も出てくると思いますのでそれについてはお願いをしておきますのでよろしくお願ひします。以上で結構です。

(議長 鎌倉文枝) よろしく申し上げます。

ほかに質疑ございませんか。

(監査委員 高津孝至) 発言よろしいでしょうか。

(議長 鎌倉文枝) はい、どうぞ。

(監査委員 高津孝至) 監査委員の高津でございます。

まず冒頭に、先ほど一般質問のときに思わず手を挙げてしましまして、不勉強で失礼いたしました、申し訳ございませんでした。趣旨としては、私今発言を求めましたが、地方自治法199条の監査権限でもって事務の執行及び議会を監査することができるという権限に基づいて今も発言をさせていただきます。普段はいたしません。

決算に関連して少し補足で説明をさせていただきたいと思えます。

決算を見ておまして、皆さんがなされる管理者さん、それから議会さんで決められる意思決定の部分、前向きに決められる部分については私は何も申し上げることはございません。決算等、適法適正に執行されているかどうかについてのチェックはさせていただく、その中での分析について若干感じているところを今後のご参考になればということで申し上げたいと思えます。

令和2年度一般会計歳入歳出決算書資料の3ページと主要な施策の成果報告書の8ページを少し見ていただきますと、

これからご説明いたします。

実は分担金の算出の場合、先ほど議員さんがおっしゃいました人口比と、それからごみ処理の処分量との比例で決まっているように、それだけで決まっているように一見すると見えるんですが、実は均等割がそれぞれに入っております、均等割が入っております。その結果、どうなっているかといいますと、成果報告書で見いただきますと人口比では香芝市さんが77%、王寺町が23%、それからごみ処分量の比率でいうとこの資料では香芝市さんが74%、王寺町が26%でございます。ただし、分担金の割合は王寺町が30%強で香芝市さんが70%弱になっている、こういう状況になっております。

先ほどから議論されていますように、地元の住民さんには施設を持っていただいていることで非常にご迷惑をおかけしてありますので、そこに地元住民さんの福祉の増進という意味ではこれは一つの見解ですが地元還元という科目を設けて名文に明らかにして処分量と地元還元の費用です、そういったものを支払うという方法も一つにはあります。

なぜこれを言うかといいますと、地方自治法の改正によりまして、ここは一部事務組合でやっておりますが一部事務組合も一旦つくってもう抜けられないのじゃなくて、手を挙げると2年たてば抜けれるということになります。先ほども少し

ありましたけれども、ごみ処理についてもここに運搬しなければならないという義務はございません、ほかの施設に持っていくことをできるのを効率的、効果的であるから共同の事業としてこちらでやって、管理者さんを代表として立てて、そして住民福祉の向上のためにやっているわけですから、ごみ処理をここでしなければならないということはございません。

ということでいうと、今度は逆に他の市町村からこの一部事務組合のこのごみ処理場に持ち込む事業をすることも場合によっては、これは規約を変えることによってあり得るんですが、南のほうの下水処理がそういうのがありますけれども共同でやっていてよそのを受けていることがあります。

そういうことをいうと、容易に出ていくこともあり得るし組合外から処分を依頼されることもあります。この場合に考えるのは単純な処分量割の単価です。分担金ということになります。そうすると処分量に見合う分担金の割合と全体でどうかということも見なければならぬ、そこはいつも私は問題意識として持っておりますので、ご参考までにそういったことも含めてできれば今後の意思決定をしていただければと思っております。以上です。

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。ご苦労さまでした。

今、監査委員さんから参考までにというご意見をいただきました。

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

(議長 鎌倉文枝) 質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) これより討論に入ります。

(議員 川田裕) 動議。

(議長 鎌倉文枝) 5番川田議員。

(議員 川田裕) この決算書をいろいろ検討させていただいたわけですが、先ほど一般質問でやった負担割合の問題であるとかいろいろまだまだ精査しなければいけないことが数多くありまして、よって継続審査という動議を提出させていただきたいと思います。

(議長 鎌倉文枝) どこに継続審査、本会議では継続審査はございませんか。

(議員 川田裕) 言葉足らずで申し訳ありません。

今現在設置されています特別委員会です、そちらに付託を行って、閉会中でも審査が行われるということによって取扱いをしていただければと、このように動議をしたいと思います。

(議長 鎌倉文枝) はい、どうぞ、中谷議員。

(議員 中谷一輝) 今の動議に賛成いたします。

(議長 鎌倉文枝) 賛成ですか。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開します。

どうぞ、高津委員。

(監査委員 高津孝至) すみません、今議事の運行についてとても疑問がありましたので申し上げたいと思います。

今、中谷議員さんが決算の承認について再度検討する、決算の中身について検討することに賛成をされました。でも、中谷議員は監査委員でもあります。監査委員としては私との合議でこの決算は適法適正であるという保証をしております。確証している人が動議でもう一度決算の内容を精査しなければならないと、認められるかどうか分からない、つまり適法適正であるか分からない、これは予算ではないですか

ら、決算は合意された予算に基づいて適正適法に執行されているかどうかを見るものですから、それを賛成していて反対をされるというのはとても疑義があります。そこはいかなるものでしょうか。

(議員 河杉博之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) 河杉議員。

(議員 河杉博之) 今の高津監査委員さんがおっしゃることは理解はするんですけども、決して中谷監査委員の立場でいえば今反対をしたわけではございません。今日の質疑の中で負担割合の問題が出てきて、決算の監査をしているときの数字に対しての疑義は一つも言われておられません。ですから再度それに対して見直しをかける動議に対しての賛成をされただけです。今、高津監査委員がおっしゃることになって表決の話までいくと、中谷議員はここから退席をしないとイケない立場になると思うんですが、それについてはどうなんですか。

(監査委員 高津孝至) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、高津委員。

(監査委員 高津孝至) 議員さんの立場でいうと2つ、表決ということでは2つあると思います。1つは賛成です、それはなぜかという決算書の1ページにあるこの決算は適正であると保証したからです。監査は保証の役割がありますので

それが最大のものですのでそれで賛成する、もしくはそうはしたけれどもいろんな後発事象のために自分が不安であるとなれば、前言をひっくり返すということは善良なる管理者の注意義務違反とも言えますので、監査委員として委任を受けて仕事をしたわけですからそれについての前言を翻すところの決算そのものが成り立たなくなってくるので、そういう意味では棄権をする、賛成をするか棄権をするという方法はあると思います。反対はできないでしょうと私は考えております。

それとは別に、今言われたのはまさしくそうなんですけれども、負担割合について改めて議論をしたいとおっしゃっていますよね。河杉先生は負担割合について、分担金について精査をしたいとおっしゃったんですね。今動議をされた、決算は昨年度、令和2年度に皆さんで審議して予算を決定していただいた後、その予算に基づいて管理者が適正に事務を執行したかということをチェックするものなんです、だから遡って皆さんが合議された予算を違うものにするという、ひっくり返すというのは決算の役割と違うでしょうということを思っております。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いやいや、今縷々想像でおっしゃっていただい

ていますけれども、どのような審査をしようがこれは議会の持っている決算審査、地方自治法96条における義務でありますので。そして、表決権というのもあくまでもこれは議員として表決権が与えられているものでありまして、監査委員というのはまた別の役割で入っていらっしゃるもので、そこで双方代理的になるような規定はどこにあるのかということで、それはないと思います、その規定は。弁護士だったら弁護士法とかそれに双方代理的な禁止事項も書かれていますが、だからそれは突然に自分がそのときは決算していますけれども、ただ公の場で何かあることが発覚して知り得なかったことを知り得るということももちろんありますので、だからそこまでは合法的に縛りをつけるということは憲法的に抵触してくるという可能性があると思います。

そして、遡って検査する、我々は決算審査というの一番大事なものだと思っております。予算以上に大切なものだと思っております。その理由としては是正を行わなければならないものがもしあれば、それは是正をして次の予算に反映をさせていくとかということが当然あります。当然に中には違法的な行為が、違法または不当があるかもしれません、だからそれについては若干香芝市議会でも今現在継続審査になっていまして3日間連続でずっと審査させていただいて、またこの12月の3日間の今予定を設けているということであり

ますので、決算審査って今先生がおっしゃったように慎重であるべきであると我々も思っておりますので、だからあまり人の思想信条という内心の部分も発議の中にはありますので、だからこれはもうどのようにしたらいけないとかどのように駄目だと、これはなかなか制限をしにくいところであるとこのように考えています。

(議長 鎌倉文枝) はい、高津委員。

(監査委員 高津孝至) 今、先生もまさしくおっしゃいました、その一旦決算審査をした後に大きな問題とかが発覚したらとおっしゃいました。私も先ほど申し上げました。後発事象があれば、これが大前提なんです。そういうものがなく適正適法であると保証したものについて翻す、著しく不正なものが発覚していればそれはあるでしょう。先生おっしゃいますが、全てのことは法律に書いていなければ何もできないかというところじゃなくて、我々は委任を受けていますから受任者としての義務はありますよね、一般的に、善良なる管理者の注意義務は……。

(議員 川田裕) 議員やから。

(監査委員 高津孝至) だから、そうなんです、議員としてどうかというときに監査という役割と議員という役割が、地位が2つありますので、そこはまさしく地方自治法の改正であっても議選の監査委員を入れられるかどうかという議論までされ

ていまして、法改正によって例えば大阪府とか大津市はたしかそうだと思いますが議選監査委員さんが入っておられません。それはこういうことが起こり得るからなんです。だからそのところをよく勘案してしなければならないなということをし申し上げたわけで、先ほどは動議をされてそれにすぐに賛成されたもので役割としてどうかと申し上げております。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いや、これは議員の活動でありまして、地方自治法14条にも何か人を制限する等は法令または条例で定めなければならないとなっているわけです。当然、今の言っていた事象についてはそのような規定がないわけです、想定されていないと言ったほうがいいと思います。

監査に関しての改革といいますか、これは総務省も含めて審議会等でずっとやられてきています、その中ででもまだ結論も先進的に取り組んで実験的にやっておられる大阪市さんとかそのようなものももちろんありますし、香芝市の場合においても決算審査になつては監査委員さんにはお入りいただかないというような、これはもう排除的義務でやっておりますけれども、ただこれだけのメンバーしかいませんのでこれで1名欠けていったらまた賛否が逆転してしまうということもあるわけです。だからその特殊事情というものも鑑みまし

て、これはもう地方自治の本旨として憲法92条、これに尽きると思いますので、そのためある程度自由度を持たせていただくということは確かに必要であると。

ただ、先生おっしゃるように何も無いのにどんでん返ししたりとかというのはこれはもう議員の矜持に係る問題だとこのように思っておりますので、そこは我々も信頼をさせていただきまして見守りたいなとこのように考えております。

(議長 鎌倉文枝) はい、高津委員。

(監査委員 高津孝至) ありがとうございます。

最後に申し上げたいのは、監査委員はあくまで監査としての意見を言うだけなので意思決定は皆さんがされますから、そういった私の意見も十分踏まえた上でこれから対処いただければと思っております。

最後に、予算、いろんなことを改善していくことはこれから将来に向かってのことですので、過去に向かっているときには一旦決めたことを適正にしているかどうかというこれが決算としては大事なことだということを最後に付言しまして、ご意見を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

(議長 鎌倉文枝) どうもありがとうございました。

(議員 川田裕) ありがとうございます。

(議員 中川義弘) 1点、4番の中川です。

(議長 鎌倉文枝) はい、中川議員。

(議員 中川義弘) 一遍、中谷議員がどういうつもりで立ったのかということをご本人自身の意思決定、何のために立ったのかということをご本人自身から答えていただかないといかんで、そこはひとつよろしくお願ひします。

(議長 鎌倉文枝) はい、中谷議員、どうですか。

(議員 川田裕) 議長、議事進行。

(議長 鎌倉文枝) 今、そういう質問が……。

(議員 川田裕) 議事進行は会議規則に基づいて言っています、議事進行。

(議員 中川義弘) いや、僕の質問が先や。

(議員 川田裕) いや、今の発言がおかしいと思うから、もう会議規則ぐらい守ってください、むちゃくちゃじゃないですか、この間から。議事進行。

(議長 鎌倉文枝) はい、5番川田議員。

(議員 川田裕) 議事進行を申し上げます。

議員さんから求められて発言する権限というのは会議規則に書いておりません。その点、適正にお願いしたいと、それを強行するという事になれば職権濫用になりますのでよろしくお願ひします。

(議長 鎌倉文枝) 分かりました。

ただいまの川田議員からの動議がございました。これにつ

きましては、8人で構成する新ごみ処理施設建設調査特別委員会という委員会に付託するというございでしたが、これは決算とは全く関係のない特別委員会の所管事務なのでお取扱いをしません。

(議員 川田裕) 議事進行。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 数回前の本会議におきまして改正をさせていただきまして、その中にはその他を入れていると思います。だから、幅広く活用できる委員会でありますのでそれにできないという議長権限は存在しません。

以上でございます。

(議長 鎌倉文枝) 休憩します。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) お待たせしました。

休憩を閉じて再開します。

時間が12時を過ぎておりますので、午後は1時30分から再開したいと思います。よろしく申し上げます。

申し訳ありません、副管理者は午後から公務が入っておりますので退席されます。よろしく申し上げます。

休憩に入ります。1時半から再開です。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開いたします。

ただいま川田議員から認第1号議案については8人の委員で構成する新ごみ処理施設建設調査特別委員会に付託して審査するとの動議がありました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

この採決は起立によって行います。この動議に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。起立多数です。本案については、8人の委員で構成する新ごみ処理施設建設調査特別委員会に付託して審査することの動議は可決されました。

本案が付託されましたので、高津監査委員さんにはご退席をいただきます。大変お忙しい中、ご出席いただきましたことを心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

(監査委員 高津孝至) ありがとうございます。

(議長 鎌倉文枝) それでは、日程第5、発議第2号、香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正することについてを議題とします。

提案者より提案説明を求めます。

(議員 下村佳史) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、下村議員。

(議員 下村佳史) 提案理由を説明いたします。

発議第2号、香芝・王寺環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明をいたします。

本案は、組合議会への多様な人材の参画を促進するための環境整備及び行政手続等における署名押印の見直し等に当たり、所要の改正を行おうとするものです。

主な改正内容につきまして、本条例案の新旧対照表をご覧ください。本会議への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前産後期間にも配慮した規定を整備するほか、請願に係る署名押印について見直しを行ったものです。以上で提案理由の説明を終わります。

(議長 鎌倉文枝) ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いします。

ございませんか。

(なしの声あり)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、討論を打ち切ります。

これより発議第2号についてを採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程の追加でございますが、本日川田議員から発議第3号が提出されております。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。発議第3号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第3号についてを議題とします。

提出議員より説明を求めます。

(議員 川田裕) 議長。

(議長 鎌倉文枝) 川田議員。

(議員 川田裕) 本日の一般質問でもいろいろ^る^る縷々お聞かせいただきましたが、あまりにも我々の解釈と乖離した答弁であり、また一方的な解釈によって我々香芝市民が負担しなければならぬ以上のものを負担せしめられることはあり得ないものでございます。

よって、過去の法令、全部これ調査させていただきまして、過去の、現在の規約はもう昭和51年にできたときから規約の改正は行われていないということでございますので、それによってどのような事務執行が行われてきたか、負担割合が行われてきたかということ調べさせていただきました。

よって、それを文字化したものでございます。別にここにもう一枚解釈のほうもつけさせていただいておりますが、誤解のないように、あくまでも新たな項目や事項を追加する趣旨の条例ではなく、これまで組合において実施された両市の

事業に対する実績や今後発生する事業を踏まえ、同様の扱いをすることを明確化、具体化し、時の経過により解釈に齟齬^{そご}を来すことがないように一時的なものではなく継続的な規範とすることを目的としております。

第3条2項については、広域化、集約化に係る手引、これは令和2年6月に環境省環境再生資源循環局廃棄物適正処理推進課に示された手続であります。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の4の規定は、一般廃棄物処理施設の設置者に施設周辺地域への還元事業の実施を求めているということでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

(議長 鎌倉文枝) これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言をお願いします。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 幡野です。

提出者にお尋ねいたします。

この事務処理に係る条例を制定することについてということですが、この条例そのものの審議、それからその解説もいただいているんですけども、本日これを可決するということを求めておられるんですか、そのことを確認したいと思います。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田委員。

(議員 川田裕) はい、本日ご決議賜りましたらありがたいと思っております。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 今まで私も何年か議員をしてまいりましたが、議会当日にこの条例を制定する、こういう文面を出されまして発議第3号だということで追加をされるということ、こういう議事運営は経験したことがございません。条例制定ということはそれなりの過程も踏まなければいけませんし、条例文に齟齬そごがないかとかその中身につきましても十分な検討を要するものでありますので、今日の会議でこれを可とするわけには幾ら何でもいかなというふうに思います。

香芝の議員の方が4人いらっしゃいまして、これで多数決で決めるというようなことになりましたらこの議会の民主的運営というものがどういうことになるのかということになりますし、川田議員も午前の話でもございましたけれども住民に開かれたそういう議会をしていこうというのであれば、この条例に関しましても十分な審議、お互いの議会での審議も要りましょうし、そういうことでここで数に任せて決を採るということはいくらにも乱暴なやり方だと思いますので、そ

れはされないようにということでお願いしたいと思います。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田委員。

(議員 川田裕) ご忠告ありがとうございます。

これ次回に行きましても人数的な割合というのはこれはもう本会議の構成上変わらないわけでありまして、我々は今まで特別委員会、そして今日の一般質問等々で今まで粘り強く本来の趣旨というものを求めてまいりました。しかし、本日の答弁でありましてもこちらが質問していることに対して適正に答えられないということが頻繁に続きました。その後、お昼休みも挟みまして傍聴者等々にもその旨を聞きましたが、川田議員が質問している内容に答えていないという声も多くいただきました。

民主主義云々のことは重々に分かっておりまして非常にご指摘のとおり大切なことだと思っておりますが、もう平行線をずっとたどるとか、例えば過去の議事録も全部こちらも調査した上でこういった文書を作成してまいったわけでありまして、全く違う事実と違う理由でご指摘されましてもそれはもう答えようのない範疇でありまして、だからそこはもう事実認定の上で審議をやっていただくのであればいいんですが、だからといってその理由で長々とかみ合わない話を何回もやっていくと、我々に対しては十分に審議を尽くしたと思

っております、それが集大成が今日の一般質問であったのではないかなどこのように考えております。

うちの議員さんの中で、香芝側で皆さんご決議いただけるかどうか、それは分かりませんが、提案者としましては皆さんご決議賜りますよう、これはあくまでも王寺さんに無理やり押しつけるような内容を書いていません。今までやってきた結果を文字起こしした文になっておりますので、どうかご決議賜りますようお願い申し上げます。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 事実認定を踏まえて条例を制定するという
ことで、そのことについては何も私は、事実認定ということ
はむしろ私どもが望んでいるところでございまして共通認識
になりたいというふうに思います。

川田議員はもう川田議員がおっしゃることが唯一正しいと
いうことで発言されておりますけれども、それは見方により
まして違う見方もございますし、私たちは私たちの考え方が
正しいと今のところは思っております。そういうところで審
議と、こんなやり方で、そしたら、はい、分かりましたとい
うことになりますか。ならないでしょう。合議制、8人の合
議制があるわけですから、それを踏まえて議会運営はなされ
るべきだというふうに思いまして、あまりにも横暴、乱暴な

やり方なんじゃないでしょうか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田委員。

(議員 川田裕) 今、一瞬動議を出したいんだと思ったんですけども、懲罰動議。いや、だって横暴とか言われましても、これは法律規定によって提出しなければ審議なんかできないじゃないですか。議案審議をするというのはこの本会議または委員会等で審議というのは行われるわけでしょう。密室でやるわけですか、そうじゃないでしょう。だからこれを提出しない以上、審議なんかならないじゃないですか。だからこういう具体的な条例というものを書いて、そして提出しているわけです。法律の要件をそろえて、地方自治法の要件をそろえてやって、これ法律行為でやっていることに対して横暴であるとか濫用であるとかそのようなことというのは失礼じゃないですか。

この間から聞いていましたら、今日は本会議なので懲罰動議を提出できますので、その辺は人間同士の付き合いというのももちろんございますから、あまりにも一方的にこちらの正しいやっている行為を、違法でもやっているんだっただけで言われるのは分かりますが、そのようなことを言葉で言われたら、知らない市民が見られたら本当に乱暴であったり濫用しているんだと思う方も出てくるわけじゃないですか。それは

我々は聞き捨てならないとこのように思いますので、次にそのような発言があった場合には懲罰動議を提出させていただくということを今先に申し上げておきたいと思います。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 私はここで今日この場でこれを十分な審議なしに採決するのはいかななものかというふうに思っております。継続審議を提案したいというふうに思います。

(議長 鎌倉文枝) 今、幡野議員から継続審議の提案がございました。

というのが、私もそう思いましたが、今日になってこういう案件を出されてもみんな読んでどういうことか本当に確認はできないわけです。それで、幡野議員のほうはこれはきちっと読み合わせて、川田議員が発案されていることが不正なことだとかそんなことではなく、私たちもこの内容をちゃんと把握したいと。もうこの二、三日前に頂いていたらできたことですけれども、それができていないというところに継続の申出があったということです。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田委員。

(議員 川田裕) いや、法規定によって今提出していますので、

我々は会議規則等も全部調べさせていただきました、全部隅

から隅まで読ませていただきました。しかし、何日前までに提出しなければならないとか本日の一般質問の時間等もそうですけれども、会議規則には規定されているにもかかわらずその内容というものが書かれていないし示されていないわけです。ということは規定上の法文から考えた場合、別にぎりぎりに出そうが何をしようが別にそれは要件から外れていない、場合によってはそれは十分可能であると、このような解釈しかもちろんできないわけであります。

そして、もう一点が、議長からご自身のご意見を今おっしゃいましたね。

(議長 鎌倉文枝) 自身というか反復をしただけです。

(議員 川田裕) 聞いてください、発言中でありますので、弁明があるのであれば後のことでお願いを申し上げたい。

そういうことは議長の立場としては普通言わない、採決に影響を与えるお立場でありますのでそんなことはご自身の意見としては申し添えるということはこれは議長職としての不適正な発言ではないかこのように思っています。今後ご注意いただければもう結構なんです。

継続いただくのも提案いただくのもこれはご自由ですからいただいたらいいと思うんですが、問題は今はまだ提出したところなんです。まだ何の審議もされていないんです。だから十分な審議をまずやって下さい。審議をやった上でまだ不

足であるのかどうなのかというので言っただけなら分かるんですけども、今提出した段階でいきなり乱暴だとか濫用だとかという発言も受けまして、それは発言されている側のほうに問題があるのではないかとこのように考える次第であります。

だから、条例を今提出して、議長から議事日程に追加いただいたわけでございますから十分な審議を賜りたいと、このように考えております。

(議長 鎌倉文枝) 質疑はございますか。

(議員 中川義弘) はい。

(議長 鎌倉文枝) 中川議員。

(議員 中川義弘) 座らせて言わせていただきます。

議会というところで今管理者もおられます、今言っているように議会から出してきたということについては二元代表制ですので理事者ともお互いの総意の下でやっていくのが開かれた民主主義だと思いますので、民主議会だと思いますので、だからそこは理事者側にしても同じ意見の立場であるのかどうかということも、この中で今急に出されてきた条例です。今すぐにこの場で読んで審議せんかいということ自身が私からしても無謀ではないかなというふうに思いますので、だからそこらあたりを十分踏まえた上でご理解していただいて、また次の特別委員会に持ち寄って何らかの経過報告

なりお互いもう一遍調べる、調べていかなあかんとおはお互い両方調べながら、ここは絶対に今言われる、川田議員が言われているとおりにそれが絶対正しいということであれば我々もそれによって何らかの賛同意見も述べるかも知りませんけれども、今すぐ結論を出せと言われたらそれは我々としても出しにくいので、それは同じように理事者共とそういう中身は話合いを持っていかななくてはならないのかなどこのように思っておりますので、そこらあたりもう少し柔らかい物の考え方で対応していただきたいなと思います。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田委員。

(議員 川田裕) ご指摘ありがとうございます。

ただ、もうこれ当初の特別委員会等でもう審議してきてこれ数か月たっているわけです。前回のときにもこれもう王寺さん今までお付き合いも長い中で本音でもうしゃべらせていただきたいんですが、あれだけの時間があった中にもかかわらず全く調査もされず過去の研鑽もされず議事録も読まれずに、そして前回の委員会であればもう最後私の誹謗中傷的なことも言われ非常に悲しく思っていました。

そして、そういった中で我々別にこれ間違いがあればご指摘いただければいいわけであって、あくまでもこれは王寺町の議員さんと香芝の議員さんで現在まで行ってきた行政実例

でね、事例をそのまま文字起こしにしたものであるということ
をこの解説にもつけさせていただいております。だから、
新たに議長がご指摘されるような新たに何かこれをつくるん
だとかそういった条例の種類のものではないということであ
りまして、あくまでも口頭上でやってきたことを明文化、文
字化しただけのものである条例であると考えております。

まずは、分からない、分からないじゃなくて、議案を提出
しているわけですからまず中身のご審議をいただきましてや
らないと、今日これ時間だけ経過して、香芝市でも事例があ
りました、質疑がなくなった後、質疑が終わった後、そして
委員長が決議に入られましたと、そしたら審議もせずに決議
に至ったって大分書かれたりとか間違っただけその情報が流布
されたというのがあります。それは事実と違ってまして、
あくまでも質疑されるのは皆さんであります。こちらは答弁
する側でございますから、だから質疑がないというのは皆さ
んがもうそれで納得されたということになってしまいますの
で、ぜひとも中身のご審議を賜りたい、このように思ってお
ります。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) この条例案も出されているわけでありま
すが、川田議員におかれましてもこれを作成されるについまし

て何時間かぐらいで作られたということではないだろうと多分思います。ある程度の日数、時間をかけて作られているのかなというふうに思いますし、私たちにつきましても規約、例えば第3条のところ、規約第2条第1項第1号の負担区分の割合とするということにつきましても、その規約も今日は持ち合わせておりません。

そういうもっと深く基本的なところで理解しなければいけない部分というのがありますので、条例をぽんと出してこられて追加日程でと言われても十分な吟味も自分自身もそうですし、私たちのメンバーとしてもそうですし、十分に理解したいというふうに思いますので、それは何でこんなんが分かへんねんということとは言えないんじゃないかというふうに思います。それは一定の時間を要しますし、条例というふうにつくるのであれば条例として確かなものであるのかということも吟味されなければなりませんし、そういう意味では今日結論を出すというのは無理があるというふうに思いますので、そのようにご理解いただけたらなというふうに思います。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田委員。

(議員 川田裕) 中身のご審議をいただきたいわけですが、入り口論で言っていて、最終的に審議した後にまだ不足であると

いうことをおっしゃっていただくのは分かるんですが、この間から全然中身の話をされていないんです。それよりも法律もこれだけ時間があつたのもう相当な学習のほうも行われてきてはると思うんですけれども、だからその中身の話をご議論させていただかないとお互いの認識というものの共通点といいますかそういったものもないわけであって、だから入り口とか精神論とかそういうことを我々条例に書いて出しているわけではございませんので、ぜひとも中身のご審議を賜りたいとそのように思います。

(議員 松岡成行) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、松岡議員。

(議員 松岡成行) 1番松岡です。

今日唐突にこういうのを頂きまして大変びっくりしている状態ですけれども、これ内容を見ましていろいろとうちのほうも持ち帰りまして王寺町議会にもいろいろ諮らないかんともございますので、これに対しては時間をいただきたいということで継続的な感じで受けてもらったらどないですかと思いますけれども。

(議長 鎌倉文枝) どうでしょうか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いや、前回の特別委員会の話の中におきまし

て、この条例を次回にも提出させていただくということは皆さんに通告はさせていただいていたと思うんです。中身のほうは確かに本日になってしまったということはあるんですが、これは前回の特別委員会でもお話しさせていただいた内容が主に文字化されたものであります。先ほど幡野議員さんからもお言葉をいただきましたが、これはもう1日、2日で作ったものじゃなくて、私ここに全部綴じているんですけども資料も過去のものをもずっと調べて議事録等々を精査させていただいて、そういったものの中で事実事項というのをこのように文字化をした次第であります。

まず、審議をやっていただかないと、今日いきなり持って帰るんだと言われましてもまだ中身の審議もしていない、それはもうこの負担割合の話が始まりましてもう数か月たっているわけですからそれは相当学習のほうも行われていると思いますので、だからそのあたりは内容のご審議を十分に賜りたいとこのように考えております。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 条例を制定したいとおっしゃる側とその必要はないと思っている側との差異があるだろうというふうに思います。条例をつくりたいと思っておられる側は当然そのことについて勉強もされますでしょうし、どういうようにしていったらいいかという、負担割合をどういうふうにしてい

ったらいいかというふうなことも十分考えていかれると思いますが、その必要はないんだと思っている側につきましては藪から棒に出てきましてそれは理解はできないと、前の委員会でそう言ったじゃないかと、条例を出したんだからそれは審議してあなた方の理解が不足なんだからもうそれはいつまでもそういうことを言っていないで決を採ればいいんだというふうに思っておられるのかなと思うんですが、違うかったら違うで言っていたらいいと思うんですけども、そういうふうにはしか受け止められないんです。

だから、もう少し、特に条例制定ですのでこれは私たちも慎重に考えないといけないというふうに思っておりますし、本日の議会でこれを決を採るとするのは間違っているのではないかと、議会運営としてそのように思います。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 議会運営について間違っているかどうか、これは多数決で決めていただくしかございませんので、一方的に前回の会議もそうですけれども私が何かしゃべったら強引であるとか一方的であるとか、私は前回の議事録を読んで思いましたが非常に懇切丁寧に説明はさせていただいております、文字で見たら。ただ説明したことにご理解いただけないということが今まで続いてきたわけであります。

そして、本日の副管理者に対してお時間を賜りまして一般質問のほうも十分させていただいたつもりでございますが、最終的には全く歩み寄るところもなく負担しないの一言で終わったということでもあります。

我々は皆さんと理解するために今まで努力してきたつもりでございます。いろんな発言、それは皆さんに耳の痛いことも申し上げたかもしれませんが、それは最終的に理解が深まった上でこの広域行政、今後もお互いに汗をかき、そして協力し合いながらやっていくというそういった姿勢は貫き通したかったと思います。だけど、本日の一般質問のように財政法で聞いていても財政法では答えてくれない、そして廃掃法で聞いても廃掃法では答えてくれない、我々が調べてきたことに対して、質問していることに対して答弁があまりにもずさんであるんじゃないかとかこのようにお昼の打合せではそういう話になっておりました。

だから、話し合って進める場合もあるし、そして法律で一応この規定の方法というものが決められているわけですから、これは先人の知恵でございまして、話し合ってできるのであれば満場一致でそれは何でもやっていけばいいんですが、そうじゃない場合も、その場合は最終的には規定によってその法律行為によって行っていくということが本来の形ではないかと思っております。

我々にしましては、誠心誠意今まで説明には全力を尽くし、そして懇切丁寧に行ってきたつもりでございます。だから、ぜひともこの条例の中身をご審査賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

(議長 鎌倉文枝) 休憩したいと思います。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開いたします。

(議員 中川義弘) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中川議員。

(議員 中川義弘) 座ったままで失礼いたします。

先ほどの条例の件でございますが、中身を今皆さん4人で審議させていただきました。この中身については、王寺町議会という中ですので、その部分については持ち帰って
もう一遍また審議したいとこのように思っております。

そして、今先ほども言いましたとおり議会は二元代表制ですので、理事者もこの中には入っておられませんので、だからそこらあたりは加味した上において継続審査ということで
お願いしたいと、提出者の川田議員にお願い申し上げます。

(議長 鎌倉文枝) 今、中川議員から継続の申出がありました。

いかがでしょうか。

(議員 河杉博之) 休憩して。

(議長 鎌倉文枝) 休憩。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開いたします。

はい、中川議員。

(議員 中川義弘) 先ほど言うておりました、できる限り香芝市さんとしてはいろんなこの条例を出してこられた中身をいろいろ聞かせていただいております。できたら王寺町としてもこういう中身についてはもう一遍検討していきたいと思しますので、この中身においてはまた皆さんと相談した中身でまたこちらのほうから連絡させてもらいます。

一応、あくまでも今日の段階では継続ということをお願いしたいと思えますねんけれども、川田議長、どうでしょうか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) お言葉をいただいているお気持ちは分からないでもないわけですが、こちらとしても今まで誠意を込めて何回も説明もしてきましたし、しかしそれにかみ合わない返答、また今日でも一般質問をやった中でも聞いていることに

対して答えないということが続くということは、我々は受忍の限度を超えてしまっているというような現状であります。

本来こういう形で条例を出すというのにも特別委員会の中でそれを論議できると思っておりましたが、全くかみ合わないことが続いてきているということで、今日は副管理者のほうにポイント、主に主要なところだけではありますがお聞かせいただいたけれども、地方財政法9条が根拠であるというようなそのようなことを、挙げ句の果てには9条の話はあなたが言ったんじゃないかと、じゃないです、前回の会議でご答弁なされていた議事録から再度お聞きしていたわけでありまして、だからこのような状態が続く中であれば我々としてもまた次回と言われましても、前回も次回と言われてまた次回、その次もまた次回ということがもう続いてきて、何回やっても同じであるという結論に達してしまったわけです。だから、ここはもう議会会議規則どおり継続審議を申し出るのであればそれだけの動議を出していただいで採決で決していただきたい、そしてこの審議、先ほどから何回も申し上げておりますが、中身についてのご質疑等に関しては誠意を込めて答弁をする準備をしておりますが、それが無い以上、質疑がないのであれば質疑を打ち切り、採決にお入りいただきたいということを申し上げて回答といたしたいと思えます。

(議長 鎌倉文枝) いかがですか。

はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) それでは、川田議員の申出どおり動議を出させていただきます。

この条例を付託する特別委員会、それを開いてもらうということの動議を出したいと思います。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 松岡成行) 動議に賛成します。

(議長 鎌倉文枝) 今、幡野議員から動議がありました。

8人の委員で構成する新ごみ処理施設建設調査特別委員会に付託するとして審議したいということで動議がありました。賛成の方は起立をお願いします。

起立少数です。本案については付託することが否決されました。それでは、この件につきまして審議を続けたいと思います。質疑のある方、ご発言をお願いします。

はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) この条例の中で、第2条第3項なんですけれども、それ以降、第3条の経費の負担区分、その部分に関しましてもこの委員会で王寺町の委員としまして結論を出すということではできません。王寺町においては全協なり持ち帰って全体の意見も聞きたいというふうに思いますし、ここで

結論を出すのは王寺町としては尚早だというふうに思っております。

したがいまして、今動議、継続審議の動議は否決されましたけれども、意見としてはそういう今申しました意見で十分には審議がなされておられません。川田議員のほうからいろいろ意見は言われております。しかしそれについてどうかということの審議が不十分でありますので、こちらの議会におきましての結論は王寺町としては出しかねるということでございます。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いや、今審議不十分というご意見をいただきましたが、まだ一度も質疑をいただいておりますので、条例の中身について審議する時間はまだ十分にあるわけでありますから十分な審議を行っていただきたい、このようにお願い申し上げます。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) それでは、共同処理する事務の範囲でございますが、第2条1、2、3とございます、この中で3項につきまして、これは共同処理する事務の範囲として認められるかどうかということは検討したいというふうに思うわけで

ございます。現在、私どもが思っておりますのは、これはこの事務の範囲には当たらないということではないかなという判断でございます。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 具体的にどの部分が当たらないのかというのは今のご質疑では分からないわけではありますが、例えばこの
(1) ごみ焼却施設の廃止に伴う当該施設の解体、これが今新設の焼却場建設しております、その後、完成をし稼働をした後には現在の使っている日立のプラント、こちらに関しましては解体を行わなければならない。しかし前回の副管理者の解釈を鑑みれば規約に書いていない。だから羈束裁量ではないのでそれに従わなければならないという根拠はないんだと、このようなものでございました。

その解釈から鑑みれば、あの焼却場は今まで共に使ってきた焼却場でございます、それを解体するに当たって規約の読み方がそうはできないんだというただ思い込みだけでもって香芝市が全て負担しなければならないということはありません。話だと我々は考えております。よって、明確にする場合、建設したのも香芝、そして王寺と共同して建てた施設でございますので、解体する場合も同じように共同して解体するというのが建設費の中に含まれる当然の解釈であるところのよう

に考えたわけであります。

そして、(2) ごみ焼却施設の改修です。これは今日の質疑、決算審査の中でも出ておりましたが、老朽化とか、また不慮の事故があった場合には一日も休めない施設ということもございまして、改修というのは付き物でございます。しかしこの規約の読み方からいけば建設費しか書いていないわけであって、だからその中では読み込めないわけです。なので今まで現在実質はどうかというと、改修も行っていますしその費用というのは香芝、そして王寺さん共に共同してそれは負担をしてきたという過去の経緯からこれも明確化すればよいということで書かせていただいたということであります。

そして、(3) ごみ焼却施設の設置に伴い周辺地域に対して実施するコミュニティー施設、周辺道路等及び関連事業等の整備とありますが、これは頭を見ていただきたいんですが、ごみ焼却施設の設置に伴いということもでございます。これは勝手に香芝市が後でいろんな拡大解釈をしているんなものをここにもこれを造るんだ、あれを造るんだということではなくて、その焼却場を設置する元の約束となったものです、そういったものを分かりやすく解釈できるようにこのように書かせていただいた。それについては過去の負担割合、そして進入道路、こういったものも含めまして全て香芝、そして王寺さんと共同して設置してきた歴史もございましての

で、それをそのまま先例として行政実例等を書かせていただいたということでございます。以上でございます。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) ごみ焼却施設の改修というのはこれは定期改修などがございます、それは組合議会の一般会計で常に計上されていることございましてそれはもう共同事業の中含まれておりますので当然のことです。王寺が負担する、しない、そういうことではなくて、組合そのものの事業として定期改修がなされております。

ごみ焼却施設の設置に伴いというところですが、共同処理する事務ということで第3条です、組合はごみ焼却施設の設置並びにこれに伴う財産の取得及び管理運営に関する事務を共同で処理するということになっておりまして、あくまでも焼却施設に関わることがこの第3条の条項でございます。それに伴ってコミュニティー施設でありますとか周辺道路とか関連事業等の整備というのはこの組合規約そのもの、第3条には当てはまりません。これはそれぞれの自治会、大字などで当時の香芝市長との合意がなされている問題でありまして、これを条例を変えまして周辺地域にまで共同処理する事務だということに改変するのは違うのではないかというふうに思います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) それは解釈がいろいろ負担する側によって違うかもしれませんが、ではその解釈をのむということになれば設置を行うための条件、これに関しては全部その団体が負担しなければならないということになります。ということは、設置の場所が香芝市でありますので応分にして香芝市が全て負担しなければならないとこのようになってしまうわけでありまして、それはあまりにも不公正、不公平であるということから、今回のこのことにつきましてはその条件がなければ建設ができないという合意事項につきましてはこれはもう当然建設費の中に含まれると。これは民間であってもその施設を建てるための周辺の迷惑対策費であるとかいろんな対策費も設けられています。それはもうその建設費の中に含まれているのが常識でありまして、これはそれを違うんだということであれば、今後、広域行政において設置を受ける市町村というのはこれはもうかなりなくなってしまうというのは当然の理解であろうかとこのように考えております。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) ことほど左様に、まだ議論がかみ合いません。そういう状況の下で条例を制定するというのはこれから

の組合事業として本当に懸命にこの事業をなし得ていくのかということにも関わってまいりますので、双方の合意ということが必要条件になってくるかと思えます。そういう意味では、本日のこの条例を即可決するというのはそれにはふさわしくないと、そういう措置をするのは間違っているのではないかというふうに思います。もっと合意をつくっていくべきだというふうに思います。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) だから、前回、何か月、数か月前から、7月以降にこの負担割合の話合い、その前、もっと遡れば平成25年度、4年度やったかな、24、5年度にはこの特別委員会を設置しまして今後新しく造る焼却場、そして現地周辺地域の市民の皆さんとお約束していた事項が守られているのかと、どれが履行されていないのかという検査等も含めて特別委員会でやらせていただいたという記憶もあります。

その中において、この進入路に関してはそのときでも議会議事録にも載っておりますが、今後この進入路については組合でやっていくということでご異議ございませんか、異議なしでこれは通過しているわけでありまして、それによって今さらまだ分からない、だったら人が替わったらもう毎回その都度変わっていくのかということになりますので、それはも

う過去からそういった話合いの下でこれもう数年もたっておりますので、今何も初めて今日一日で初めて出したわけでもございません。それは今までそちらが自分たちが負担しなくていいんだという気持ちの下でおられただけの話であって、負担されるこちらの香芝市民の気持ちを鑑みた場合、そのようなことはあり得ないというのが我々の考えであります。

よって、そのことにつきまして別に早急に出したわけでもございませんし、我々はそのような意識は一切持ち得ていないということをここで申し上げておきたいと思えます。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) その議論は以前の特別委員会におきまして副管理者と川田議員の間でもなされておりましたが、覚書です、各4自治会と香芝市長との覚書、それをどう見るかということに対して見解が分かれておりました。そのことにつきましてまだ全然接点がございません。そういう中ではもっと論議をするべき問題ではないかというふうに思いますので、川田議員はずっと言い続けてきたからもう説明は受忍の限度を超えていると言われておりますが、まだまだ私はそれはもっと論議をするべき問題なのではないかというふうに思います。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いや、もう何度も申し上げておりますが、話をしてもかみ合わないというところが一番の原因でありまして、我々は資料を調べて根拠を聞いてきて、そしてそれをもって話をしているのに全く違う角度、またその位置づけ、その視点で話されていてもこれはもう話がまとまりません。よって、だからといっていつまでも長引いて香芝市民が負担しなければならないお金だったら分かるんですが、そうでもないお金を負担せしめられるということはこれは許されるものではないと考えております。

我々議員は市民から香芝市議会議員として選ばれて、そしてその議員の中からまたここにいる4名については代表として出席しているわけでございまして、だから全て香芝市議会議員の意思が全て一致しているわけではございませんが、半数以上の者をもってそういった話合いの中で我々は19億円の今回の対策費がかかっている中で全て香芝市が見なければならぬとこのような話は全国探してもほかには皆無でありました。

だから、そのようなことも鑑みまして、例えば都計道路だから負担割合できないんだって町長はおっしゃいますが、じゃあ何でできないんですかということに対しての回答はありません。何回も聞いているにもかかわらずありません。だか

ら、そのことについても説明責任というものがあってこれ数回も重ねてやってきているわけですが、もうこのままその場、議会だけはしのいで、そしてまた次に越したらもう関係ないんだというような態度にしか我々は見えないわけでありまして、よってこのことにつきましては我々一切変更するつもりはございません。以上でございます。

(議員 松岡成行) よろしい。

(議長 鎌倉文枝) はい、松岡議員。

(議員 松岡成行) 第2条の3です、焼却施設の設置に伴い周辺地域に対して実施する、第2条の3です。コミュニティー施設及び周辺道路等及び関連事業の整備です。これ私前も言っていましたけれども、王寺町としてはこの負担する、容認することはできません。そこは事業主体は香芝町にありますのでそこらの辺で考えてもらわんと、我々も以前からそういうような方向でやってきておりますので、今これ云々で条例案出してきていただきましたけれども事業主体はあくまでも我々が考えているのは香芝市でやってもらうのが本位かなと思います。

いろいろ費用というのはかかりますけれども、そこらのところ見解が違うように思いますねんけれども、そこらが全くかみ合っていないと思います。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) それも特別委員会の中でご説明もさせていただいたと思うんですが、ごみ焼却施設というものの設置者というのは香芝・王寺環境施設組合、こちらが今設置者としてあります。設置者の配慮義務として環境、廃掃法に関してもそちらの中で地域住民の周辺の環境の保全、これについては配慮をしなければならないという責務等が課されております。

それから鑑みますと、じゃあ香芝は香芝でやるんだ、王寺は王寺でやるんだということは、その位置づけというのは一体この特別公共団体を設置しているにもかかわらずなぜ一般の普通公共団体にその事務を押しつけなければならないのかと大きな疑義があります、説明ができないと思います。

王寺町長のお言葉をお借りしましたら、いやいや、それはいろんな事業をやってそこの環境はと言うけれども、じゃあその法根拠は何なんだということの回答がいまだにいただくことができておりません。よって、我々に関しては特別公共団体というのは香芝とか王寺とかの枠じゃなくてその両方を合わせた地域を指して特別公共団体が設置されていると、すなわち法人が設置されているということでございますので、その中においてその起因となる焼却場の設置に起因するコミュニティー施設、これはあくまでも建設を合意いただく条件として入っているものであります、後で幾ら建てるからそれ

をくれと、そういった話じゃございませんでして、だからその辺、また周辺道路、これも過去と同じように進入路というのは双方で建設費を出し合いながら行っているわけでありまして、じゃあ今回に限ってはまた別なんだということは過去の規約というの一回も変わっておりませんので、その辺は、変わってなくて、ここに来てその解釈だけを変えるのかということにも大きな疑義を持っております。

よって、ここは明確化するために過去の先例に基づいて設定させていただいたものであります。

(議員 松岡成行) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、松岡議員。

(議員 松岡成行) 過去の取り方も違いますねん、今に至っていても。過去から私らが聞いてきたのは、香芝の管轄の場合は香芝でやってもらう、そういうふう聞いてきていますので、決して王寺が無理難題を押しつけているわけでもないんです。パッカー車が通ることに関してはいろいろご迷惑をかけているかも分からないけれども、一番最初に遡ったときは私が聞いているのは香芝のほうで焼却施設を造るというので王寺も一緒にどうというような話で受けてきて双方成り立って今の組合事業をやっているかと聞いていますねんけれども。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) そこは正確に調べていただいたほうがいいと思うんです。我々が調べた結果によりますと、これはまた後で理事者に答弁いただきたいんですが、我々が調べてきた結果、進入路というのは特別公共団体が造った団体でもう香芝、そして王寺さんからこの施設の焼却施設です、ごみの焼却を行うと、その処理施設については独立しているわけでありまして、もうそないなつた後で香芝も王寺も関係ないわけです、2つ一緒に共同でやっているわけですから。その進入路についても、今の理論だったら香芝にあるからじゃあ香芝が道を造ったんかというとはそれは事実ではございません。これは香芝、そして王寺の共同でやっている公共団体によって支出を行って、その道路の設置を行っていると。その後、数年たってその道は香芝市に移管されたというだけの話でありまして、建設費に関しては香芝、そして王寺、この両方の団体が負担をしていると、分担金を支出しているところのような状況が事実でございます。

もしよかったら、その旨を理事者のほうから説明をお願いしたいと思います。

(事務局長 井上隆) いいですか。

(議長 鎌倉文枝) はい、理事者。

(事務局長 井上隆) 今おっしゃっておられますのは平地から山

へ登って行って美濃園に行くまでの山道のことかと思われませんが、それにつきましては昭和51年当時から組合のほうで用地買収いたしまして、建設費用も組合のほうで支出して造っております。

(議長 鎌倉文枝) はい、松岡議員。

(議員 松岡成行) それは理解していますねん。でも、今回建設される都市計画道路というのは、もうこれを言っても平行線ですけれども王寺が負担することは容認できません、そのところです。そこらのところをまたそっち側にも義理があるから。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) だから、容認できなければ容認できないで結構なんです。だから、それだったら香芝市はこれ特別公共団体から委任を受けて当然環境省の手引によってもそれはその市の団体が分担するんだということになっております。だから建設の事業は香芝市が行うとそれはもう当然だと思います。ただし、その負担割合についてはあとは補助金、もしくは寄附金という形で支出をし分担割合を行わなければならない、行うようにしろというようにこの手引でも指導をされているわけでありまして、ただ都市計画道路だからそれは負担しないんだと一方的に言われますが、その根拠規定となるのが何

回も聞いているんですが地財法9条だとかいろいろ言われますので何のことか分からないということでございまして、だからどのような説明を、レクチャーを受けておられるのか意味分かりませんが、なぜできないのかということです。

だから、もしできないというのであれば我々は建設をストップするとこのように明確に申し上げているわけでございます。

(議員 松岡成行) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、松岡議員。

(議員 松岡成行) では、何でできないかというのは越権行為です。

(議員 川田裕) 何の越権行為。

(議員 松岡成行) いやいや、我々がそれにタッチしていくということは香芝市に対する越権行為になるんです。だから、そこらがかみ合わないところ。

(議員 川田裕) かみ合わないんじゃない、理解不足でしょう、理解不足だけだと思います。はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いや、都市計画法からおいても越権行為ということは読み取る情報はございません。よって原因者負担金または受益者負担金というのがありますが、今日町長がおっしゃっておられたのは著しい利益を被るのかとそのようなこと

を言っているんじゃないくて、その道路を造らなければいけない起因となった原因というのはいわゆる香芝・王寺におきまして設計まで行われて、そしてそれで優先順位を香芝市で上げるということで特別公共団体に決定されたことをそのまま履行したいということで上げてきた起因の原因がありますので、どちらかといえばこれ原因者負担金というのが正確なところかも知れませんが、当然に都市計画道路というのはそれによって目的、そしてその造るときの目的等がございますが、ところがその中の一つに焼却の収集車が走る進入道路ということがたとえ1割であっても2割であっても僅かな理由であっても、それによってこれを先行して造るという原因があるわけでありますから、それについて法律でそれはやっちはいけないんだという規定をお示しいただきたいと、そのような規定はありません。

総務省に聞いてきまして、地財法28条の第2項によって法で定められたもの以外のものに関してはそれは別に負担割合を行っても何ら問題がないというような回答をいただいております。ただ、王寺町長に今日お伝えしたところ、ただ首を横に振られるだけであって、それに対して明確になぜ駄目なのかということの答弁もなかったということでもあります。

(議長 鎌倉文枝) ほかに。

(議員 松岡成行) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、松岡議員。

(議員 松岡成行) そういう経緯もありますので、これは継続的に考えていただくことはできますかな。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) いや、もう再三申し上げますように、もう前回の特別委員会、そしてその前の特別委員会、もう丁重に丁重に我々は説明をしてきたつもりでございます。誠心誠意込めて議事録を読み返した上で確認しましたところ、間違っただけのこととも言っていないつもりでございます。

しかし、それを相手にされなかったのは王寺側でありまして、我々はもう今回の一般質問をもって前回の特別委員会でも通告させていただいていましたようにいつまでもだらだらこの審議をやるつもりはもちろん毛頭ございませんので、当然に次の27日の本会議、または特別委員会までにそのような結論をお持ちいただきたいということを心からお願いをさせていただいていた次第であります。しかし、今日に至っては全く何の進展もなく何ら話もかみ合うことがなかったということから、今回のこの条例の提案を本日可決賜りたいということに気持ちが傾いたわけでありまして。以上でございます。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 川田議員が説明をしておられたそのことはありますけれども、条例を出されたのは今日です。この条例が条例としてふさわしいかどうかという検討も必要です。そのことも踏まえて、今日これをこれでよしとするのはどこから考えても無理だというふうに思いますので、そういう意味でも継続というふうにするべきだというふうに思います。

(議員 川田裕) 継続はさっき否決になりました。

(議員 幡野美智子) なりましたけれども、私の意見としてはそういうふう。

(議長 鎌倉文枝) 暫時休憩します。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開します。

議事の都合によりまして、5時を過ぎることがございます。延長ということでよろしく申し上げます。

暫時休憩します。

(休憩)

(議長 鎌倉文枝) 休憩を閉じて再開します。

はい、中川議員。

(議員 中川義弘) 今のこの話で今すぐに条例を可決せえという
ような話よりも、いまだ審議未了ですのでまだもう少し時間
をいただきたいと思います。

ここで休憩をもう一回取らせていただきたいと思います。

(議長 鎌倉文枝) そういう申出がありましたので、休憩を取り
ます。

(議員 川田裕) 動議。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 議長のお許しをいただきましたので、動議を申
し上げます。

すぐに審議がないのであれば採決に入っていただきますよ
う動議を提出いたします。

(議員 中谷一輝) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) 今の動議に賛成いたします。

(議長 鎌倉文枝) 今、採決の動議が出されました。

これに賛成の方、起立をお願いします。

(賛成者起立)

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。議決動議について起

立多数です。これによって、審議を進めます。

(議員 中川義弘) 休憩の動議。

(議長 鎌倉文枝) 休憩ですね。

(議員 川田裕) いや、動議を上げてください。

(議員 松岡成行) 休憩の動議に賛成です。

(議長 鎌倉文枝) 今、休憩の動議が出ました。

これに賛同される方、起立をお願いします。

(賛成者起立)

(議長 鎌倉文枝) 起立少数です。よって、休憩の動議は否決されました。

議長においてここで休憩を取りたいと思います。

(議員 川田裕) 議長、動議。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 川田裕) いや、今採決の動議を上げまして今可決されましたので、それをまた暫時休憩についても否決されましたので、それにつきましてもう一度再度採決に入っていただきませぬ動議を提出いたします。

(議員 松岡成行) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 松岡成行) 議長権限はどないなるんですか。

(議員 川田裕) いや、今動議を上げているので、それは後で聞いてください。

(議員 松岡成行) いや、今聞かんと。

(議員 川田裕) もうむちゃくちゃじゃないですか。事務局、要らんこと教えたらかんで、そんなうそばっかり。何で今動議をやっているのに何が議長権限や。そんなばかな話ないでしょう。だって、今動議でこれ今合議を得たわけでしょう。じゃあそれを先にするのが普通じゃないですか。

(議長 鎌倉文枝) 分かりました。私も混乱しておりまして分からなくなっているんですが。

(議員 中谷一輝) 議長。

(議長 鎌倉文枝) 中谷議員。

(議員 中谷一輝) ただいまの動議に賛成いたします。

(議長 鎌倉文枝) ただいまの動議に賛成の方、起立をお願いします。

(賛成者起立)

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。起立多数で動議を可決いたします。

質疑は打ち切ります。これより討論に入ります。討論のある方、ご発言をお願いします。

まず、反対討論。はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例につきまして、反対討論を行います。

論議の中でも申しましたように、条例そのものは今朝頂きました。条例そのものの可否につきまして論議が十分ではありません。これで条例として成立するのかどうかということも吟味しなければいけない問題が残っているのではないかと、いうふうに思いますし、あまりにもそういう点では常軌を逸したこのような提出だというふうに思います。

条例というものはもっと審議をして、ずっと言い続けておりますがそういうもので瑕疵のない条例をつくらなければならないのではないかと思いますし、そういった意味で私はこの条例に関して疑義がありますので反対といたします。

(議長 鎌倉文枝) 今、反対討論がありました。賛成意見の方、ご発言願います。

(議員 河杉博之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、河杉議員。

(議員 河杉博之) 議長のお許しをいただきましたので、賛成の立場から討論をさせていただきます。

提出者の川田議員も再三申し上げておられましたけれども、この議会が始まるときからこの条例の骨格となるような質疑をしていただいております。そのような中で、公正公

平な負担割合とともに過去の事例を踏襲しながらそれを明文化したものがこの条例でございます。この条例をまず制定を
してまず負担割合の明確化をするとともに、もし瑕疵がある
のであれば条例変更、改正というのももちろんできます。そ
れを踏まえた上で、まず今香芝・王寺における施設環境組合
の負担割合の在り方等々の明確化をするための条例である
という認識の下、この条例の制定について賛成とさせていただきます。
議員諸公のご理解を賜りますよう、どうぞよろしく
お願いいたします。以上です。

(議長 鎌倉文枝) ほかに討論はございませんか。

(議員 中川義弘) はい、反対討論。

(議長 鎌倉文枝) はい、中川議員。

(議員 中川義弘) 今、言われたように、この条例でまだ審議
したのは今日で3回目です。条例は初めてやけれども、今まで
から川田議員が言われていた、要するに今までからみんなに
言ってきたじゃないかということについて王寺町議会が理解
せえへんねんというふうに言うておられましたですけれど
も、まだこの条例に至るまでにはまだもっと皆さん方と共に
条例の中身を審議してやっていかないかということではな
いかと思いますので、私はこの条例については反対いたした
いと思います。まだこの中身については本当に2回しかやっ
ていないので。

(議長 鎌倉文枝) ほかに討論はありませんか。

(議員 下村佳史) はい。

(議長 鎌倉文枝) 下村議員。

(議員 下村佳史) 今回、香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例ということで、過去2回、王寺の議員さんからの質疑に丁寧に答えていただきました川田議員の答弁を聞いておりまして十分この中身についての理解が深めていただける内容だというふうに考えておりました。今回、条例を出すことによってそのまとめということですから素晴らしいものだなということでこの条例に対して賛成いたします。

(議長 鎌倉文枝) ほかに討論はありませんか。

(議員 松岡成行) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、松岡議員。

(議員 松岡成行) 香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例案に反対の意見を申し上げます。いろいろ今議論をさせていただきましたが、まだまだ今日唐突にこういう条例を出してこられたということでこっちとしてもびっくりしているような状態ですけれども、まだまだ時間をかけていただいてやっていくのが一番ベターかなと思っております。

中に先ほど私質問をさせていただきましたかみ合わない点が多分にありますので、この条例に対してはもう反対意見とさせていただきます。以上です。

(議長 鎌倉文枝) ほかに討論ございませんか。

(議員 中谷一輝) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) 議長のお許しをいただきましたので、賛成の立場で討論をさせていただきます。この香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例、これを唐突に出されたと言いますけれども、ちゃんと規則にのっとって発議として提出したものであります。中身についても今までたくさん、先ほども言われましたように川田議員のほうの説明も丁寧に行っていると私は感じておりますので、この条例に対して賛成とさせていただきます。以上です。

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。

ほかに討論はもうありませんね。

(なしの声あり)

(議長 鎌倉文枝) これより発議第3号についてを採決します。

賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。起立多数です。よっ

て、発議第3号は採決することに決定いたしました。

日程の追加でございます。

本日……。

(議員 中川義弘) 待つて。

(議長 鎌倉文枝) はい。

(議員 中川義弘) 先ほど川田議長さんが事務局に対して相当な
にらみを利かされた。事務局は要するに議長の補佐をやっ
ておるのでそのことについてはいろんな話を議長にせなならん
部分があるので、そういうことをぜひともやめていただきた
い。

(議員 川田裕) 間違っことを教えるのはやめていただきた
い。

(議員 中川義弘) 間違っていないかというようにも。

(議員 川田裕) だつて、動議が通つて採決に入つてそれが通つ
ているんです。その後でまた暫時休憩の動議が出されてそれ
は否決になっているわけでしょう。それは議長権限でその後
やったらええねんというのが聞こえたわけです。休憩にこだ
わる、休憩は否決になっているわけだから普通しないでしょ
う、その後。否決になっていないんだつたら議長権限で暫時
休憩しますもありかもしれないけど。動議出されて否決にな
っているわけだから、それはその後、すぐまた同じ行為で休
憩を取つたらおかしいでしょう。

(議長 鎌倉文枝) 申し訳ありません、私がおろおろしておりますので。

(議員 川田裕) いやいや、議長に言っているんじゃないかと。

(議長 鎌倉文枝) 次に行きたいと思います。

日程の追加です。本日、眞鍋亜樹さんから請願書が提出されております。これを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議はありませんか。

(異議なしの声)

(議長 鎌倉文枝) 異議なしと認めます。

請願書を日程に追加し、追加日程第2とすることに決定いたしました。

追加日程第2、請願書を議題といたします。

お諮りします。この請願については、8人の委員で構成する新ごみ処理施設建設調査特別委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議員 川田裕) 異議あり。

(議長 鎌倉文枝) 異議あり。

異議がありましたので、起立によって採決します。

(議員 幡野美智子) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 請願書についての請願理由など。

(議長 鎌倉文枝) 説明してもらわないといけないですね。

(議員 幡野美智子) 説明いただかないといけませんので。

(議長 鎌倉文枝) 失礼しました。私が先走りまして、それでは
請願第1号についてを議題とします。

紹介議員より説明を求めます。

(議員 川田裕) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 請願をお受けいたしまして、紹介議員となりました川田でございます。請願の文書の朗読をもって説明と代えさせていただきます。

請願の要旨1、香芝・王寺環境施設組合において建設される新焼却場の建設関連事業（進入路及び地元対策事業）に係る費用負担割合について、過去の規約解釈及び先例による負担割合の方法を遵守し、公正公平に行うことの議会議決を求める。

2、香芝・王寺環境施設組合は、一般廃棄物処理事務を行う特別地方公共団体であり、その事務に係る経費は双方団体の負担は公正公平でならない旨から管理者または副管理者の交代によりその都度規定の解釈が変更されることはあってはならない。よって、過去の先例または組合行政実例等は規定の変更がない限り組合に加盟する当該団体に対し負担せしめ

ることは行わない旨の議会決議を求める。

3、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法という）の第9条の4に規定される一般廃棄物処理施設の設置者は当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮しなければならない。この規定から香芝市においては王寺町の収集車が焼却場建設周辺地域を通行することによりその美濃園近隣地域住民（以下、近隣住民という）との協議が繰り返され、新ごみ焼却場建設の条件として廃掃法の第6条の2の規定から政令委任される廃掃法施行令第3条の規定される基準に従い、生活環境の保全上の支障を生じる事案とし、住民にとって受忍の限度を超えるものと認定し、令和6年8月以降の王寺町の収集車通行は行わないとして近隣住民と新ごみ焼却場との建設条件として合意されている。よって、香芝・王寺環境施設組合は、廃掃法9条の規定に従い、配慮事項として合意事項を遵守することの議会議決を求める。以上でございます。

（議長 鎌倉文枝）ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

（議員 幡野美智子）はい。

（議長 鎌倉文枝）はい、幡野議員。

（議員 幡野美智子）まず、新焼却場の建設関連事業に係る費用

負担割合について、ということでございますが、これは畑分川線ということでよろしいんですね。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) そのとおりでございます。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 2のところの一番最後ですが、過去の先例または組合行政実例等は規定の変更がない限り組合に加盟する当該団体に対し負担せしめることは行わない旨の議会決議を求める、この意味を教えてください。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) まず、過去の先例または組合行政実例等の規定の変更がない限り、先例、もちろん行った事業等でございます、それと行政実例等は過去の解釈等によってそのような解釈をしたということであり、そして規定の変更、これは規約のことを指しておりまして、規約と、または条例等の制定がない限りは組合に加盟する当該団体に対して違う解釈によって負担せしめることを行わない旨の決議を求めると、このような意味と解釈しております。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) この請願書におけるこの文言を入れられる意味はどういうことからですか。

(議員 川田裕) もう一度、すみません。

(議員 幡野美智子) この請願書においてこの文言を入れられる意味です、それが分からないんですけれどもどういうことでしょうか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 一部に書いていますけれども、担当者によって、人が替わりますので長年やっていると、その担当者によってその都度その都度解釈が変わっていくということはあるとはならない、このような意味だと解釈しております。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) それに関連してこれは解釈できますか、組合に加盟する当該団体に対し負担せしめることは行わない旨の議会決議を求める、この意味が今説明をお聞きしましたけれども分かりません。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 補足説明として行っておきます。

本来負担しなければならないものは負担しなければならないが、それ以外のものによって、解釈によって今までない解釈を負担せしめることはしない、このような意味でございます。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 実際上の問題といたしまして、4自治会と香芝市長の覚書ということがございました。そのことにつきましての見解が違っております、王寺町の見解は地元対策だということの意味合いでそれを理解しております。ここの問題で、この組合に加盟する当該団体に対し負担せしめることは行わない旨の議会決議を求めるということは、この4自治会に対する覚書との関連で言いますとどういうことになるのでしょうか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) ここは請願ということで、この負担せしめる、その本論によってその請願が出ているということでありまして、個別具体的なことによってはこの請願が万が一可決されるということにおきましてはまたこの議会決議を求めるということでございますから、その決議文の作成において個別具体的なものが入るかどうか、これはまた提出をされる方の文

によってまた違うんじゃないかと、このように解釈しております。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) この請願書ということの意味合いは、川田議員がずっとおっしゃってきました王寺町の負担が少ないと、もっと少ないといけないということの延長線上でこの請願書が出ているのではないんですか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 王寺町が少ないという意味が今理解しかねないわけですが、公正公平な負担割合、例えば建設場を設置するに当たってそれに起因する費用というのは必ずかかるわけがあります。その費用について当該団体、その施設がある地域の団体が全てを負担しなければいけないということは我々は論理破綻をしていると考えているわけであります。

概ねこの特別委員会でもそのことは何回も申し上げてきたわけでありまして、請願者はそれに対して研究をなされ、そして調査をなされた結果、このような内容の請願を出されてきたということで解釈をしております。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) まだ今のご説明では4自治会との覚書との
関連が釈然といたしません。この請願書の目的です。それは
どういうものでしょうか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 請願の目的といいますのは、この請願、いわゆる
お願いでございますので、これは憲法規定によっても保障
されているものであります。よって、この請願の内容を認め
られるのか認められないのかというのはこれは各議員さんの
個人のお考えによって変わる場合もあります。

よって、この目的というのは明確に負担割合、なぜかとい
うとこれ租税論に係ってくると思いますが、本来負担せしめ
られなければならないお金であれば分かるわけですが、それ
以外のお金を負担しなければならないということはこれはあ
ってはならない、地方財政法の混乱を招くだろうというよう
に我々は考えております。請願者も同じような考え方を持っ
ております。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) その部分につきましては分かりました。

3であります。後ろから4行目ですか、住民にとって受
忍の限度を超えるものと認定しというところでございます

が、これは一般廃棄物処理施設にパッカー車が行くその道の住民が受忍の限度を超えているということを言われているわけですね、これはそういう解釈でよろしいですね。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 今ご指摘のとおり、新焼却場に係る合意形成による協議、これが行われてきたわけであります。その中において、周辺地域4自治会におきまして全てがこのことが意見として出され合意事項としてされております。そのことについて受忍の限度を超えるものと認定するということで、これはその受忍の限度をもって今の新しい道路、進入路を造らなければならないということは香芝市の一般質問の理事者答弁でもそのようなことがうたわれております。以上でございます。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) この受忍の限度を超えるものと認定しというところは香芝市が認定されているということですね。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) はい、廃掃法の6条の2の2項、これによりますと制令の第3条に振られております。その3条の基準が定

められておりました、その中で住民の支障に影響を与えるということをそれを対策するために措置を取らなければならないという義務があります。それによって香芝市は道路を造らなければならないということで、それをきっかけにそれを判断したわけであります。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 受忍の限度の基準というのはどういうもの
でしょうか。住民はいろいろ感じておられるということでしょうけれども、受忍の限度を超えるというその基準はどういうふうにお考えですか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) それについては内心の自由でございますので、それは各温度差が当然あるかと思えます。ただし、その4自治会においてはそれは代表者が合意形成を取られた上でそのようなことを判断されてきたということでありまして、もうその王寺町の収集車が35年間、いろいろ走ってやってきたと、進入路を造れという約束があるにもかかわらず一向に放置されてその受忍を行ってきたということから、それから今回の新焼却場を建てるに当たってはそれについては認めない
とこのようなことでありましたので、だからそれを排除する

ということでそれを新焼却場の建設に係る約束の合意事項とされたものであります。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) その約束の合意事項とされたものというこの見解は王寺町は取っておりません。あくまでも地元対策ということであります。

受忍の限度というのは内心の自由の問題でもあると言われました。内心の自由は大変重要なことであります。それを基準に考えられますと、そう住民が思ったらそれはもうそうなんだというようなことになってしまいますので、それでは客観的な公平公正と、よく川田議員がおっしゃいます公平公正な受忍の限度の基準ということが内心の自由ということが出てきますとそれは変わってくるというふうに思うんです。

内心の自由は私は非常にそれは尊重すべきものだというふうには基本的な認識は持っておりますけれども、受忍の限度を超えるというのは客観的なものだというふうに思います。そういう状況はお認めにならないんですか。

それで、受忍の限度を超える状況が35年間、受忍が、我慢してきたと、それはパッカー車が通ることによってにおいとか振動とかそういう外形的なそういうものではないということですか。そういう迷惑ではないと、ただ35年かかって

造ると言ってきたものが約束されていないということを言われているわけですね。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) まず、内心の自由につきまして、それは極端に言ったら客観的なものを示せと、これは不可能であります。しかし、これは客観的に示せどうのこうのという問題じゃなくて、35年間、王寺町の収集車が走っておられたというのは事実でありまして、それは振動とかそういったことの苦情も過去ありました。そしてその協議会においては、かなりのお怒りの声が多かったわけでありまして、そして、何といたっても住民の反対運動、反対が起こっていたわけでありまして、もう新しい協定書、今回のこの新焼却場に係る今はまだ覚書でございますが、最終的には稼働前には基本協定というものを結ばなければなりません。まだ、だから協定は完全には完成しておりません。しかし、その中に合意協定として王寺町のこの車をこちらを通すということがあれば、新焼却場の運営自体を認めないとこのような皆さんのご意見でありました。

そして、王寺町から美しヶ丘から僅か短い間の区間でありますけれどもその間を進入路として、ちょうど香芝・王寺環境施設組合の中で検討が行われて、そして道が別のルート

と、そして今回の都計道路、どちらが有利に造れるのかということが検討された結果が記録が残っております。そしてこの記録の結果によりますと単独で道を別ルート、今の建設している別ルート、これを造った場合、また将来都計道路ができた場合、この道は廃道にしなければならない等々、財産の価値、そして低下、そういった問題をいろいろ考慮され計算された中でそれだったら都計道路としてこの進入路というものを建設したほうがよいだらうという、コンサルに依頼して作った資料も行政文書で残っております。

だから、それを作って、これはあくまでも組合からそれを香芝市に造ってくださいということの依頼を受けて香芝市はそれを委任を受けて今担当して造っているわけです。それを全く関係ないということになれば、今日も申し上げていましたけれども関係ないというのであれば、我々はその道をすぐさま造らなければいけない責務はありませんので、だから優先順位をもう一度適正にもう一度組み直して工事を途中でストップさせると、王寺のほうとしては運搬というのは王寺の事務ということはこれは今日の王寺町長の答弁でお認めになっておられるわけですから、それは香芝市が関知するところではございませんので王寺のほうで道を建設いただいて造っていただければいいんじゃないかと、ただそれだけの話でございます。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 議員としての役割ですけれども、全体の奉仕者であるべきというのも一つあるわけです。一部の住民の意見を聞いてそれを実現するというだけでは議員の責務は果たせません。全体の奉仕者の観点で考えていただかなければいけません。そういうことから考えましても、今説明いただいていますのは議員の本来のあるべき姿から申しまして考え直していただかなければいけない点があるのではないかなというふうに思っております。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 香芝・王寺環境施設組合のこの議会、ここにおいては面積的には王寺、そして香芝市、これを両方合わせた面積がこの団体の面積となっております。

そして、議員の立場としましては今ご指摘いただきました全体の奉仕者ということで、だから公正公平な負担割合を求めるべきであって、なぜ香芝市にあるから香芝市がやるんだ、王寺町だから王寺かということじゃなくて両方共同でこれをやっているわけですから当然共同でやるということがあつて、ところがこの特別公共団体の議員にあるにもかかわらず王寺町の利益ばかりおっしゃっているじゃないですか。

我々は香芝市の利益なんか言っていない。公正公平な負担割合、なぜ香芝市にあるからといたってこの施設の設置というのはこれは特別公共団体が運営しているわけでありまして香芝市が運営しているわけではありません。だからそれについては当然に公正公平な立場を取るという我々の態度は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者のことでやっているわけではございませんので言葉の歪曲というものはやめていただきたいと思います。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 私は言葉の歪曲はしておりません。進入路につきまして、そんなに急ぐことでもないのということをおっしゃいましたのでそれは違うんじゃないかという文脈で言っております。それは都計道路としてごみ焼却場だけではなく近隣の交通に寄与するものでありますから、そういう都計工事は急がなくていいんだというようなことではないのではないかという文脈で申し上げました。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 都計道路につきましては今香芝市が行っている事業だから香芝市だ、王寺は関係ないんだと、進入路は関係ないんだとこのような今までの意見だったと思います。とな

れば、香芝市の事務に対してそのような意見をおっしゃっていただくことはもう越権行為であるところのように考えております。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 都計道路は香芝市の事業です。しかし、それは香芝市だけが通る道路ではもちろんありません。全体の公共ということで視野で考えなければならない道路ですので、それを王寺が越権行為だと、そういうことをいうのは越権行為だと言うのは違うのではないかなというふうに思います。

(議員 川田裕) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、川田議員。

(議員 川田裕) それは香芝市の道路事情というものがございしますので、一部分だけ取ってご意見を言われましても全く分かりません。単に今香芝市でも要望が来ている道路ってたくさんございまして、早く施工しろというようなご意見もたくさん来ております。その中においてこの畑分川線というものは香芝・王寺の今までの信頼関係があるからこそ香芝市も協力して7の負担をしようということでこれをやってきたわけでございまして、それを関係ないと言われるからこそこういう問題に発展しているわけであります。

となれば、香芝市も別にここを優先順位を上げたのにもかかわらず、それやったら元の位置に戻して本来優先順位の高い道路を先行させるというのはこれは当然の行政判断であると考えております。

(議長 鎌倉文枝) ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

(議長 鎌倉文枝) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論のある方、ご発言願います。反対討論。

(議員 幡野美智子) はい。

(議長 鎌倉文枝) はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) 広域行政として適正な負担割合を求める請願書についての反対討論を行います。

この請願書につきましては、現在負担割合、王寺・香芝での負担割合ということで論議がされておりますことに関わつての請願書でございます。負担割合を変更するということの請願につきましては、王寺はその点につきましてはまだまだ検討を要するという立場でございまして、この住民にとって受忍の限度を超えるものと認定しというところに関しましてもそういう点での認識というものはどうかなというふうに思

っております、そういう認識はしておりません。

そういうことも含めまして、この議会決議を求められておりますけれども、これに関しましては反対といたします。

(議長 鎌倉文枝) 次に、これに対する賛成討論。

(議員 河杉博之) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、河杉議員。

(議員 河杉博之) 議長のお許しをいただきましたので、賛成の立場から討論を申し上げます。

まず、先ほどの条例が制定されたということが大前提でございますけれども、このたびの請願書におきましては市民の方々から公正公平な負担割合を求められております。なおかつ今反対者の方がおっしゃいました特にこれに関する以前からの議論にとってもそうですけれども住民の方々、特にそこにお住まいの方々から受忍の限度を超えたというのはパッカー車が通るという物理的なことももちろんでございますが、一番の問題はそもそもの設置の時点で約束をされました搬送ルートです。これの設置がされていない、その中で35年間たっている中で新設をされる、そのときにルートを改めて造るということのお約束でございました。それが香芝市にあるから香芝市だけで負担をするということはおかしいのではないのでしょうかという請願でございます。

それについてご理解を賜りながら、この請願を真摯に受け

止めて賛成というふうにさせていただきたいと思しますので、どうぞ議員の皆様方のご理解を賜りますようお願いいたします。

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございます。

ほかに討論ございますか。ございませんか。

(なしの声あり)

(議長 鎌倉文枝) これをもって討論を終結します。

これより請願第1号についてを採決します。採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

(議長 鎌倉文枝) 起立多数です。よって、請願は採択することに決定いたしました。

これをもって第3回定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。皆様のご協力によりまして議事が滞りなく進行できました、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。それでは、管理者、閉会の挨拶をお願いします。

(管理者 福岡憲宏) 議長。

(議長 鎌倉文枝) はい、管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、議員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございました。

ご審議の中でいただきました皆様方のご意見を受け止め、今後も組合運営を着実に進めてまいるところでございます。どうか議員の皆様におかれましても今後とも甚大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(議長 鎌倉文枝) ありがとうございました。

これをもって令和3年香芝・王寺環境施設組合第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午後5時45分

以上、会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証
し署名する。

令和3年10月27日

香芝・王寺環境施設組合議会

議 長

署名議員

署名議員